

金屬鑄貨論

——價格の度量標準についての覺書——

三宅義夫

まず、必要なかぎりにおいて、イギリスの貨幣史についてしるしておこう。

ウィリアム・ザ・コンカラア（一〇六六—八七年）の當時には、一ポンドの重量の銀地金から二四〇のペニー貨が鑄造されていた。シリリングのポンド、ペニーにたいする比率が確定されたのも、同王のときであったとされており、一ポンド \equiv 二〇シリリング、一シリリング \equiv 一二ペンズであった。以來、三者間のこの比率は今日にいたるまで變らないでいる。だが、當時は右のように、銀地金の重量一ポンド（1lb） \equiv 貨幣一ポンド（ \approx 1） \equiv 二〇シリリング \equiv 二四〇ペンス、というわけであったが、その後、銀地金の重量一ポンド、つまり \equiv 二オンス \equiv 二四〇ペニーウェイト、がより多くのペニー貨に鑄造されるようになって行った。すなわち、金屬重量の貨幣名と金屬重量の普通の重量名とがしだいに離れて行った。ウィリアム・ザ・コンカラアのとき、また、標準銀地金の純分、品位が、一ポンドのうち純銀

一一オンス二ペニーウェイト、合金つまり混ぜ物一八ペニーウェイトと定められた。つまり標準銀地金の純分は二四〇ペニーウェイトのうち純銀二二二ペニーウェイトということであつて、千分率でいい表わすと九二五ということになる。この純分、品位は、以來イギリスにおいては固守され、ヘンリー八世治下の二五三三年からエリザベスの一五六〇年の改鑄の間一時貶されたが、この改鑄によつて元に戻され、以來守られていた。スターリング (sterling) というのはこの純分であることを指すといわれている(註)。

(註) フランク王シカールマーニュのとき銀地金一トロイ・ポンド、つまり一 libra の二〇分の一を一 solidus とし、さらにそれを一二 denarii に分割したが、この比率がイギリスに導入されたのである。ポンド、シリング、ペンスが、それぞれ、*£*、*s*、*d*、と書き表わされているのはこの起源による。大内譯『國富論』(一)、六三頁では、キャナンが引用したヒュームの文が、「征服後すぐあとで一ポンド貨は一二シリングに分たれたと思はれる」となっているが、この一二は譯書の誤植。なお一ポンド貨とされているのは a pound sterling である。この語は譯すとすると一寸譯しにくい語であるが、當時一ポンドの銀鑄貨があつたわけではない。「ウィリアム・ザ・コンカラアの時代のイギリスでは、當時純銀 (reines Silber) 一封度であつた一ポンド・スターリングと、一封度の二〇分の一であつたシリングとは、ただ計算貨幣としてのみ存在し、銀一封度の二四〇分の一のペニーが存在する最大の銀鑄貨であつた」(『批判』、六二頁。頁数はすべてインステイトウートの版のそれ、『資本論』についても同様)。だが普通は上記のような品位を定めたのが同王のときであるとされている。

なお、ウィリアム征服王のポンド——いわゆるタワー・ポンド Tower pound——は、トロイ・ポンド Troy pound よりも四分の三オンスばかり軽いものであつた。イギリスの造幣局で度量單位としてタワー・ポンドを廢し、トロイ・ポンドを採つたのは、ヘンリー八世のときである。

右のように標準銀地金の重量一ポンドは二四〇個のペニー貨に鑄造されていたが、これをより多くのペンスに鑄造

した最初はエドワード一世治下（一二二二—一三〇七年）の一三〇〇年とされている。かれは、重量一ポンドの銀地金をもって、二四〇個ではなく二四三個を鑄造し、これに以前と同じ貨幣名、ペニーを附した。したがって、貨幣の一ポンドはもはや銀一ポンドの重量を持たないこととなった。この悪例は以来引續いて行われ、エドワード三世（一三二七—一三七七年）（註一）は一三四四年にこれを二六六ペンスに鑄造し、一三五二年には三〇〇ペンスとなった。一五、一六世紀と歴代の君主はこの操作を行ったが、なかでも著名なのはヘンリー八世（一五〇九—一四七七年）であった。同王は一五二七年にこれまでのタワール・ポンドを廢し、それより重いトロイ・ポンドを採ったが、他方ペニー貨の重量引下も行い、このあたらしい重量の銀一ポンドから五四〇ペンスを鑄造した。前のタワール・ポンドでいうと五〇六ペンス四分の一に當る。だが特記さるべきはかれが品位を貶したことであって、一五四三年、銀地金の重量一ポンド中の合金を従來の一八ペニーウエイトから二オンスに増加し、さらに一五四五年には合金を五〇%とした。つぎのエドワード六世（一五四七—一五三年）の時代にはこれはさらに悪化せしめられ、ついに一五五〇年には純銀を三オンスほどしか含まない重量一ポンドの銀地金が八六四ペンスに鑄造されるにいたった。かくて、エリザベス女王によって一五六〇年の改鑄が行われることとなった（註二）。

（註一） 後述のように、同王のときからイギリスで金貨が繼續的に鑄造されるようになった。同じ重量の銀からより多くのペニー貨を鑄造すること、いいかえれば同じ重量の銀をより多くのペンスと呼ぶにいたった原因の一つとして、これによって金銀の法定比價と現實比價との衝突を調整せんとしたということも、擧げることができる。なお、金貨もその重量を減らされて行った。

（註二） サール・トーマス・グレシャムが建言したのはこの改鑄についてである。

エリザベス(一五五八—一六〇三年)は、銀の品位を元に戻し、また重量一ポンドの銀から鑄造されるペニー貨の個数を七二〇に減じた。ペニー貨の重量の方、つまり個數の方が終局的に落着いたのは一六〇〇年であつて、七四四となつた。これをもつて、エドワード一世の一三〇〇年から續いた重量一ポンドの銀地金から鑄造されるペニー貨の個數を増加すること、ならびに、ヘンリー八世の一五四三年から行われた標準銀地金の、したがつて銀鑄貨の品位を下げることは、終止符を打たれることとなつた。七四四ペンス \equiv 六二シリング \equiv 三ポンド二シリング \equiv 重量一ポンドの銀地金。したがつて、標準銀地金一オンスの鑄貨價格は六二シリングを十二分したもの、つまり五シリング二ペンスといふことになつた。ここで一區切りしておこう。

A・スミスはその『國富論』(一七七六年)の第一篇第四章において、鑄貨改惡の意義について一般的に述べて、つぎのようにいつてゐる。「それら〔ポンド、シリング、ペニー〕の價值が(註一)〔今日とは〕「非常に異なる」のは、「なぜか」といふと、世界のいかなる國においても、私の信ずるところによれば、王、および國家の貪慾、と不正とは (the avarice and injustice of princes and sovereign states) その臣民の信任を濫用して、(abusing the confidence of their subjects) そのはじめ鑄貨に含まれてゐた金屬の正味の分量を次第に減らしたためである。ローマのアス(As)は共和政の末年においては、それがはじめもつてゐた價值の二四分の一に減らされた。そして一ポンドの重味はなくなつてわずかに半オンスの重さとなつた。イギリスのポンドとペニーとは現在ほぼ三分の一しか含んでおらず、スコットランドのポンドとペニーとはほぼ三六分の一しか含んでおらず、そしてフランスのポンドとペニーとはその最初の價值の六六分の一(註二)しか含んでいない。こういうやり方によつて、こういうことをやつた王および國家は、外觀上、これをやらなつた場合に必要であつたであろう量に比して少量の銀をもつてこれらの負債を拂ひ、か

これらの約束を満たすことができた。しかしこれはただ外觀上の事だけである、というのは、かれらの債権者は當然受取るべきはずの一部分を實際上詐取されているからである。國內の他の債務者もすべて同じ特權を許され、かれらは古い鑄貨で借りたものを實質の低下した新鑄貨の同じ名目額をもって辨濟してもいいことになる。かくて、この種のやり方はつねに債務者に有利であつて、債権者には破壊的なものであつたことになる。そして時としては、個人の財産の上に、非常に大規模にして、全般的な革命をもたらしたことは、非常に大きな公共的災厄より甚しいものがあつた」(キャナン版(1)、二九頁、大内譯(一)、六二—三頁、傍點および「」内——三宅)。

(註一) ここでスミスが價値といっているのは、正しくは重量といわるべきである。最初、一ポンドという貨幣名は重量一ポンドの銀に附した貨幣名であつたが、重量一ポンドの銀地金の鑄貨價格は三ポンド二シリングとなつたこと、つまり、三ポンド二シリングの銀鑄貨に含まれている銀の重量が一ポンドとなつたこと、前述のとおりである。三分の一以下。だが價値はそれ自身では測定しえないから、三分の一とも何分の一ともいうことはできない。なお『批判』の註四五、『資本論』第一卷、一〇五頁の註五九で引用しているデザイッド・アーカートの叙述參照。また、一七七六年當時には、後述するように、ポンドという貨幣名は銀ではなく金の一定量に附した貨幣名と見られなければならないが、スミスがここで、「イギリスのポンドとペニーとは現在ほぼ三分の一しか含んでおらず」といっているのは、ポンド、ペニーを銀に附した貨幣名と見ているものである。

(註二) 『批判』五九頁で、「……フランスのリーヴルは七四分の一を表わし……」と書いているのは、『國富論』と『批判』(一八五九年)との間に、『國富論』のち引きつづいてブルボン王朝によるリーヴルの重量低下があつたからである。だがパルグレイブ辭典によると、一七八九年にはシャルルマーニユのリーヴルのわずか七八分の一の重量しかなかったとある。なお、それからは大革命時代のアッシニヤ紙幣を経て、一八〇三年にフランスが貨幣名となつたわけである。

スミスは鑄貨改悪のもつ意義について一般的に右のように述べているが、またその第五篇第三章すなわち公債について論じているところでも、同様のことを述べ、そしてさらにそこで、重量引下げ乃至名稱引上げと品位引下げとを分けて見ている。前の部分の方は右に引用したのと同様であるが、スミスが悪鑄の社會的意義についてどのように見ているかをより明かに覗くことができるので、併せておこう。

「鑄貨の名稱の引上げ（註二）は、眞實の國家破産をを粉飾してうわべだけ償還したように見せかけるのに用いられたところの、もっとも常套的な手段であった。かりに議會の法律または王の布告によって、六ペンス貨が一シリングの名稱に引上げられ、したがって六ペンス貨二〇個が一ポンドの名稱をもつようになるならば、舊名稱の下で二〇シリングすなわち銀四オンス近くを借りた人は、新名稱の下では、六ペンス貨を二〇個すなわち銀二オンス弱を支拂えばよいということになる。……實際これはただうわべだけの償還であって、公債の債権者は當然受取るべきはずの一ポンドにたいして一〇シリングを實際上詐取されることになるであらう。……もし實際、公債の債権者たちが一般に他の人々にたいしては大きな債務者であるならば、かれらはいかにかかれらの債権者に、國家が拂ってくれるその同じ鑄貨を支拂うことによつて、かれら自身の損失をある程度相殺することができるであらう。しかしながら、多くの國においては、公債の債権者は、大部分、富者であつて、他の同胞市民にたいしては債務者たる關係にあることはすくなく、債権者たる關係にあることが多い（註三）。したがつてかかるうわべだけの償還は、公債の債権者の損失を緩和するものではなく、多くの場合にそれを加重するのである。つまり、國家にとつてはなんの利益にもならず、その災厄を他の多數の無辜の人民に及ぼすものである。それは、私人の財産を全般的にかつとも悪性的に顛覆し、多くの場合において、勤勉にして儉約な債権者の犠牲において怠惰にして浪費的な債務者を富ませ、國民資本の大部分を、そ

の増殖と改良とに當ると考えられる人々の手から奪ってこれをおそらくは浪費し破壊する人々の手に渡すのである。「私は信ずる、かくのごとき方策によって、すべての國の鑄貨は漸次にその最初の價值以下にますます引下げられて行つた、そして同じ名目の額が漸次にますますすくない銀量しか含まないようになつた。

諸國は、時として、同じ目的を達するためにその鑄貨の標準の品位を引下げた (adulterated the standard of their coin) すなわち、そのなかに、より多くの合金を混入した。：(註三)：標準の品位引下げは、フランス人のいわゆるオーグマンタシオン (augmentation) 「本來の意味は、増すこと」) すなわち、鑄貨の名稱の直接の引上げと、まったく同一の効果をもつ。

オーグマンタシオンすなわち鑄貨の名稱の直接の引上げは、つねに公然たる明示の操作であり、その性質上當然そうならざるをえない。というのは、この方法によっては、重量も大きさもより小さい貨幣片に、より大きい重量および大きさの貨幣片に從來與えられていたと同じ名稱が附されるのであるからである。これに反して、標準の品位引下げは、一般に隠蔽された操作である。というのは、この方法によっては、より大きな價值で從來流通していた貨幣片と、工夫しうるかぎりその重量も大きさも外觀も同じものを、同じ名稱を附して造幣局から發行するのであるからである。フランスの國王ジョンが、かれの負債を支拂うためにかれの鑄貨の品位引下げを行ったさいには、かれの造幣局の役人全部にたいして祕密を守るべく誓わせたのであった。この二つの操作はともに不正である。しかし、たんなるオーグマンタシオンの方は公然たる暴力による不正 (an injustice of open violence) であるにたいして、品位の引下げの方は裏切りの詐欺の不正 (an injustice of treacherous fraud) である。それゆえ、後の操作は發見されるやいなや、——そしてそれは長く隠しておくことはけつしてできないものである——、つねに前者に比して世人

のより大きな怒を買った。かなりのオーグマンタシオンが行われたのちに、鑄貨が以前の重量に戻されたという例はきわめてまれであるが、甚しい品位の引下げが行われたのちには、ほとんどすべての場合において、鑄貨はその以前の品位に戻された。ただし、それ以外には人民の激怒と憤慨とを鎮靜させる方法がほとんどなかったのである。

ヘンリー八世の治世のおわりにおいて、またエドワード六世の治世のはじめにおいて、イギリスの鑄貨はその名稱を引上げられたのみでなく、その標準の品位を引下げられた。……かかる詐欺はその他多くの國においても、時々行われた（キヤナン版②、四一五—四一八頁、大内譯④、六〇—六八頁、傍點および「内——三宅」）。

(註一) raising of the denomination of the coin. 大内譯ではこれを、「鑄貨の名目、價格の引上」(六〇頁)、「鑄貨の名目、價值の引上げ」(六六頁一行目)、「鑄貨の名目の引上げ」(六六頁三行目、六七頁)と右の文章のなかで三通りに譯され、また第二篇第二章では「鑄貨の名稱、價值を引上げ」(キヤナン版①、三一〇頁、譯書②、一〇〇頁、一〇二頁)と譯しておられる——傍點いずれも三宅——。右のうち六〇頁と一〇〇頁とではゾノミネイションとルビを附しておられるのは譯に苦心をされた跡と見受けられるが、これらはすべて、「鑄貨の名稱を引上げ」とかんとんに譯され、解さるべきである。鑄貨の名稱を鑄貨の名目價格、名目價值、名稱價值として、價格、價值という夾雜物を入れて解するのは、鑄貨の名稱が觀念的價值分子を表わすものであるかのような、または鑄貨が價格をもつかのような、感をとさらに與えるものであって、——スミスのためにも——害あって益がない。

(註二) 近代の銀行業者の場合は、一方に債權をもち他方に債務をもつ。

(註三) スミスはここで、「たとえば、わが國の銀貨の重量一ポンド中には現在の標準によれば一八ペニーウエイトの合金が入っているが、それに代えて八オンスの合金を混入するならば、貨幣の一ポンドすなわちそういうシリング貨二〇個は現行の貨幣の六シリング八ペンス強の値打しなくなるであろう。かくして現行の貨幣の六シリング八ペンスに含まれている銀

量がほぼ一ポンドという名稱に引上げられたことになるであろう」と述べているが、スミスのこの計算は誤っているように思われる。もし八オンスの合金を混入するならば、右は六シリング八ペンス強ではなく、七シリング二ペンス二分の一弱といわれなければならないであろう。合金八オンスとすれば純銀は四オンスつまり八〇ペニーウエイトとなるが、合金一八ペニーウエイトの「現行の貨幣」六シリング八ペンス中には純銀は七四ペニーウエイトしか含まれていない。

見られるようにスミスは、烈々たる口吻をもって、鑄貨の改悪を非難している。改悪は「王および國家の貪慾と不正」によるものとされ、これら債務者は——および一般に債務者は——「怠惰にして浪費的」であって、國民資本を「浪費し破壊する人々」とされていること、ならびに、これら債権者は「勤勉にして儉約」であって、國民資本を増殖し改良すると考えられる人々」とされていることは注意されるべきである。そしてこの債権者の立場が「人民」の名において主張され、この債権者の立場において改悪が非難、排撃されている。

國家にたいするスミスのこの見地は、「大國民は個人の浪費と不始末とによって貧乏にされることはけっしてないが、國家がそれをやる場合はこのかぎりでない」、「人民の私經濟を監視し、奢侈取締令または外國奢侈品の輸入禁止によって消費制限をすると稱するのは、國王としても大臣としても非禮僭越の沙汰のかぎりである。かれらこそ、つねにそして一人の例外もなく、社會における最大の浪費者であった。かれらをしてかれら自身の經濟に注意せしめよ、そして私人のことは私人に任せておくのが安全だ。かれら自身の浪費が國家を亡ぼすようなことがないならば、臣民の浪費がそれを亡ぼすことは斷じてないのである」（『國富論』、第二篇第三章、大内譯(三)、一二五頁、一三二頁）とする見地である。また債権者にたいするスミスのこの見地は、政府にたいして「金を貸す能力と意向」をもつものは「商人と製造業者」とくに「大商人と大製造業者」であるとす（第五篇第三章、大内譯(四)、一二一—一三頁）見地であ

る。つまり改悪にたいする非難は、封建制國家乃至絶對君主制にたいして資本の立場からなされているものである。そして他方では、資本にとつての貨幣制度の安定を求めているものである。

リカアドは『地金の高い價格』において「スミス博士の觀察はきわめて重要である」としてさきに見たスミスの文章の前半全文を引用し、「實質低下せる貨幣にかんするスミス博士の以上の觀察は減價紙幣についても同様に當てはまる。……博士はこれによつて、かかる危険きわまる實驗を再び繰返さないように、深くわれわれを戒めているのである」(小畑茂夫譯、『リカアドの貨幣銀行論集』八九頁)としてイングランド銀行券の流通額の縮少、正貨兌換を主張している。リカアドはいう、「イングランド銀行に賦與された非常なる權能は、かれらをして、貨幣という特別の財産の所有者たちがよつてもつてかれらの財産を處分すべき價格を、思うままに左右することをえせしめるものである。銀行の重役たちは、これら貨幣所有者の全體にたいして、最大限度の弊害を醸した」(同譯書、八七頁)と。

一見して分かるように、スミスの問題としたところとリカアドのそれとの差異は、鑄貨の改悪と不換銀行券の増發との差異にとどまらず、その時代の相違から、一方は非難を國家そのものに向けているのにたいして、他方では問題はもはや資本制社會の内部的問題として、イングランド銀行の運営の問題として扱われている。そしてリカアドの主張の眼目とするところは、もっぱら内部的な、貨幣制度の安定であった。——一八一六年ゴールドスタンダード・アクトの成立、一八二一年兌換再開、一八二五年、三六年の週期的恐慌、一八四四年イングランド銀行條例。

ところで、資本主義興隆期のブルジョアジーを代表して、スミスが鑄貨の改悪にたいして「詐欺」「不正」と痛烈に非難しているのにたいして、その末期、一般的危機の時代においては、資本は貨幣制度の安定というその本來の欲求とのかね合いにおいて、インフレーション政策を要請するにいたる。惡鑄と對比して、この點は現代の紙幣インフ

レーシヨンの社會的經濟的意義を解する場合の一つの要點たるものである。資本主義の確立は貨幣制度の安定を要請するが、それはその發展とともにその維持が困難になるばかりでなく、みずからこれを破壊する矛盾に陥るのである。他方また國家の方から見ると、この場合、國家と資本との關係、結び付き、つまり國家自身の性格が異なるのであって、したがって同じく國家の行う「詐欺」「不正」であることには變りはないとしても、それを本質的に「非難」することはやはりヤスマスの地盤に立ってはよくなしうるところではないことも、またおのずから明かとなる。

封建制國家とその債權者たる金融貴族との關係については、——惡鑄が廣く當該社會に及ぼした影響とともに——、別に立入った觀察が必要であるが、惡鑄の社會的意義についてのスマスの見解は以上のごときものであった。

なお、「國家的および個人的債權者にたいする拙劣な財政的策略を目的とするのではなくて、經濟的な「奇蹟的治療」を目的とする」ごとき、「鑄貨價格」の引上げまたは引下げにかんする諸々の幻想（『資本論』、第一卷、一〇六頁、註六二、傍點——三宅）は古くから存していたのであって、そのさい、それが主張される意味、内容は、古いそれと現代におけるそれとの間に差異が存するが、しかもその理論的な誤りは共通の基礎に立っているということは銘記されなければならない。かかる幻想はまた、「生産過程および流通過程の停滯を、流通手段の缺乏のせいにする通俗的幻想」（同上、一二六頁、註七七）と相關連しているものである。マルクス曰く、鑄貨價格の引上げにかんするかかる幻想は、經濟的な奇蹟的治療を目的とするものであるかぎりには、「ペティによりかれの『貨幣隨想、ロード・ハリフ・アックスへ』（一六八二年）において論じつくされているので、かれの直接の後繼者たるサー・ダッドリー・ノースおよびジョン・ロックは、——その後の人々はまったく論外だが——、かれの説をただ淺薄化することしかできなかったほどである」（同上、註六二）と。そして註七七においてはノースの『商業にかんする諸論考』（一六九一年）にお

ける適切な考え方を引用している。これらは、現代のインフレーション政策について、はたまたいわゆる金詰りについでに諸論議を考察するさい、十分に省みられねばならない(註一)(註二)。

(註一) たとえば、一九三四年一月に行ったアメリカにおける金の政府買入價格の一オンス＝三五ドルへの引上げ、その他い
わゆる、「平價切下げ」についての諸論。これらは金とならんかの意味で直接関連させて唱えられるものであるが、その他も
るものの、不換紙幣増發——恐慌脱出、景氣振興論。

(註二) ペティ、ノース、ロツクのこれらの諸著は、後述の一六九〇年代のウィリアム三世の改鑄をめぐる書かれたもので
あつた。改鑄以前、當時は鑄貨の缺乏はいちぢるしかつたといわれている。註七七はつづいてつぎのように書いている。「だ
からといって、その逆に、たとえば政府の拙い「通貨調節」の結果たる流通手段の現實の缺乏は、その方から停滯を惹起し
えない、ということにはけつしてならない」と。今日においてもこの言葉は異常な新鮮さをもつて生きている。

だが、本稿は、悪鑄と對比して紙幣インフレーションを考察すること乃至紙幣インフレーションと對比して悪鑄を
考察することをとくに目的とするものではなく、鑄貨について、そしてとくに實質低下せる鑄貨について考察するこ
とを主目的としている。したがってその方に焦點をより移して行こう。

二

「流通過程そのものによって生ぜしめられる金屬貨幣のかかる第二の觀念化、すなわちその名目的内容と現實的内
容との分離は、あるいは諸政府によって、あるいは私的詐欺師たちによって、種々な鑄貨偽造(Münzfälschungen)
に利用される。中世の初期から十八世紀に入つてずっとのちにいたるまでの鑄貨制度の全歴史は、かかる二面的な且

つ敵對的な偽造の歴史に歸着する」『批判』、一〇一頁、傍點——三宅。

金屬貨幣の第二の觀念化 (Idealisierung) とはつぎのことである(註)。

鑄貨は用いられることによって、磨り減らされる。そして嚴密にいうならば、鑄貨は——鑄造のさいのいわゆる公差は別としても——造幣局から出て流通のうちに二歩進んだときには、それが持っているよりも大きな金屬内容を表わしていることになる。『批判』はここで G・ガルニエのつぎの文を引いている。「もしいくらか使用されたターレル貨が、まったくあたらしいターレル貨よりもいくらかでも價値すくないものとして通用することがあれば、流通はたえず停滞し、ただ一つの支拂も争なしには行われなないのである」と。鑄貨は長く流通すればするほど、またその流通が活潑であればあるほど、「鑄貨としてのその定在は、その金または銀の定在からますます引き離れる」。

「だが、個々の各購買および各販賣においては、それは引き續いて最初の金量として通用する (gellen)」。ソヴリン金貨は、假象の (Schein-) ソヴリン金貨として、假象の金として、引き續いて適法な金片の機能を果たすのである」(一〇〇—一頁)。

(註) 「第二の觀念化」にたいする觀念化の第一は、つぎのことを指す。「流通過程の内部における鑄貨の定在は、鑄貨に含まれてゐる金量にその流通回数に乗じたものに等しい。だから鑄貨は、一定の重量をもつ個々の金片としてのその現實的定在のほかに、その機能から生ずる一つの觀念的な定在を受けとる。……貨幣流通において分量が速度によつてとつて代わられることから生ずる流通手段の觀念化は、流通過程の内部における鑄貨の機能上の定在にだけ關するものであつて、個々の貨幣片の定在を捉えるものではない」『批判』、九九頁、傍點——三宅。しかるに貨幣數量説は、物價は貨幣流通量に流通回数を乗じたものによつて、つまり右の機能上の定在における金量によつて、決定されるとする。かくして鑄貨は、かかるより多いまたはよりすくない金量の章標と解され、鑄貨の觀念化は第一、第二を通じてねじまげられる。

さて、磨滅しても引き續いて最初の金量として通用するということは、——もちろんこれは國內的流通の領域においてのみのことであって世界市場領域においてはそうはいかない——裏返していえば、完全重量の乃至重い金貨も、軽くなった金貨と同様にしか通用しないということである。したがって、重い金貨は「良心なき所有者の手で」盗削されるようになる。すなわち『批判』はいう、「ある金貨はその金屬内容のより多くを、他の金貨はよりすくなくを、流通において失っており、したがって一つのソヴリン金貨はいまや事實上他のソヴリン金貨よりも多くの價値をもっている。だがそれらは、鑄貨としてのその機能上の定在においては、同じに通用し、四分の一オンスをもつソヴリン金貨も、四分の一オンスであるかに見えるソヴリン金貨以上には通用しないのである。だから、完全な重量をもつソヴリン金貨は、一部分は、良心なき所有者の手で外科的手術をされ、流通自體がその軽い兄弟たちにたいして自然的になしとげたことが、人工的になされる」(一〇一頁)。念のため書き添えれば、ここで、磨滅の度が各鑄貨によって異なるさい、「一つのソヴリン金貨はいまや事實上他のソヴリン金貨よりも多くの價値をもっている」と述べているのは、より多くの價値として通用するというのではない。『資本論』で、「同じ名稱の諸々の金貨は、重量が相異なるので、價値の等しからざるものとなる」(第一卷、一三三頁)と述べているのも同様である。すなわち、「だがそれらは、鑄貨としてのその機能上の定在においては同じに通用する」のである。そしてこの同じに通用するというのは、最初の金量として通用するといっているのであって、したがってつぎの、重い鑄貨も軽い鑄貨以上には通用しないというのも、重い鑄貨が軽い鑄貨として軽い鑄貨と同様に通用するというのではない。同様に軽い鑄貨も、鑄貨としては軽い鑄貨として通用するのではなく、重い鑄貨として通用する。

磨滅、盗削によってこのように金貨は次第に軽くなってくる。しかも鑄貨としては最初の金量として通用する。だ

が金市場においては、それらは現實の内容にしたがって評價される。「もし、四六七二個二分の一のソヴリン金貨を秤皿の上のせて見て、それが一二〇〇オンスの代りに平均して (durchschnittlich) ただ八〇〇オンスの重量しかもたないとすれば、それらは、金市場にもって行けば、ただ八〇〇オンスの金を買うだけであろう」(二〇一頁)。ここで「平均して」といっているのは、金貨を四六七二個二分の一づつ秤って見て、その平均が八〇〇オンスという意味ではない。それは、四六七二個二分の一の金貨——その本來あるべき重量は一二〇〇オンス、つまり一〇〇ポンド——を何回かに分けて秤皿の上のせて見て、それらを通して見て、合計八〇〇オンスにしかならないという意味に解されねばならない。もし前者のように解するならば、金市場において金貨での金地金の相場が立っていて、その建値が、そのとき普通知られている金貨の平均的な重量によって唱えられていることになるのであって、金貨はその現實の内容、すなわちその重量、品位にしたがって取引されていないことになってしまふであらう。要するに、金市場における金貨と金地金との交換は、直接の溶解とはことなるが、その本質において、金の鑄貨の形状から地金の形状への轉形であるから、金貨は鑄貨として、つまり流通手段として機能するのではない。したがってかかる金市場においては、磨滅、盜削によって軽くなった金貨は最初の金量としては通用しえない、ということである。かくて金の市場価格は、その鑄貨價格以上に騰貴する。

完全重量の金貨も鑄貨機能においては、磨滅、盜削によって軽くなった金貨以上のものとしては通用しないということばかりでなく、重い金貨は軽い金貨よりも、金貨と金地金との交換が示すところによれば明かに、大きな價值をもっている、いいかえれば、鑄貨としては地金としてよりもちいさい價值しかもたない。このため、重い金貨が鑄貨形態から地金形態に再轉形されることが論理的必然となる。鑄貨として機能することを停止される。つまり、溶解、

輸出、退藏される。「どの金片も、たとえ完全な重量をもっているとしても、その鑄貨形態においてはその地金形態におけるよりも、ちいさい價値をもつものとしてしか通用しないであろう。完全な重量をもつソヴリン金貨は、その地金形態——そこでは多量の金は少量の金よりも大きな價値をもつ——に再轉形されるであろう」(二〇一—二頁)。この「鑄貨形態においてはその地金形態におけるよりも」というのは、鑄貨としての形態規定においては、鑄貨としての機能上の定在においては、という意味である(註)。たとえばさきの金貨と金地金との交換において、金貨は鑄貨の形態、形状をとっているが、それは鑄貨として機能してゐるのではなく、したがって重い金貨は、そのとき普通知られてゐる平均的重量によってなどではなく、その實際の重い金量として受取られる、だが鑄貨としての機能においては、軽い金貨以上には通用しえない。

(註) 念のため附言すれば、ここで鑄貨形態 (Münzform)、地金形態 (Barrenform) といっているのは形態規定であつて、鑄貨の形状、地金の形状の意ではない。價値形態という場合にはとりちがえるおそれはないが、鑄貨、地金などの場合にはそういう形状があるため、混同されるおそれなしとしない。マルクスは形態規定としての鑄貨形態と區別して、形状をいう場合には、たとえば、つぎのようにいい表わしてゐる。「金は流通手段としてのその機能においては一つの独自の型態 (Fasson) をうけとる」(『批判』、九八頁)、『資本論』ではこゝは「鑄貨姿態 (Münzgestalt)」(一三〇頁)。また「地金の状態における金 (Gold im Barrenzustand)」(『批判』、九八頁)、「形状の差異 (Unterschied der Figur)」(同上、同頁)。このように形態 (Form) という語の使用を避けているが——上の譯語はいずれも大體便宜的なものであつてかならずしもこうでなければならぬというわけではない——、叙述が進むにつれて形状の意のところに、ときに Form という語が使用されている。たとえば、「金地金は鑄貨の形態 (Münzform) をうけとるためには、ただ造幣局に造られさえすればよ」(『批判』、九八頁)、『資本論』ではやはり造幣につつて「一方の形態 (Form) から他方の形態」(一三〇頁)、また、

「無形態の地金 (das formlose Rohmetall) が流通手段の最初の形態 (Form) であつて、鑄貨の形態 (Münzform) そのものは最初は金屬片に含まれている重量の公認の章標にすぎなかつた」(『批判』一四四頁)。内容を見ればとりちがえるおそれはないともいえるが、『批判』一七二頁で、「この證明は、貨幣が流通手段としてのその形態以外にもつ他のすべての形態規定を捨象することに存する」と第一版で書いていたのを、マルクスは自用本で、「……貨幣が流通手段としてのその機能以外に果たす他のすべての機能を……」と書き直しているのは(インステイトゥート版編集者註)、右のおそれを慮つたものであらうと思われる。

さて、このようにして重い金貨は溶解、輸出、退藏される。ここにおいては「良心なき所有者」にとどまらず、廣く人々にかかる法則に捉えられる。とくに、大量の金銀鑄貨を扱う大商人、就中鑄貨の鑑別に敏な貨幣取扱業者は、撰別してこの間の利を獲得しようとするであらう。金銀鑄貨の鑄潰し禁止や輸出禁止の法令は、モネタール・システム的な貨幣觀に伴われていたのであるが、またかかる溶解、輸出——それは他方のちに述べる金銀比價の變動からも行われた——を阻止せんとしたものであった。しかしそれらはほとんど効果がなかつた。かくて、流通場裡には軽い金貨しか流通しないようになってくる。そしてその結果つぎのようなことが生じる。「かかる金屬内容の減少が、金の市場價格のその鑄貨價格以上へのたえざる騰貴 (anhaltendes Steigen) をもたらすに十分な數のソヴリン金貨を捉えるようになると、鑄貨の計算名は依然として同じであるが、しかしそれは今後はよりすくない金量を指すであらう。いいかえれば、貨幣の度量標準が變化し、そして金は今後はこのあたらしい度量標準に應じて鑄造されるであらう」(二〇二頁)。この「たえざる騰貴する」といふのは、鑄貨價格をいつも上廻っているということであるのは、いうまでもない。かかる状態の下では、たとえ完全重量の金貨が発行されても即座に流通から引上げられ、また造幣局に

金地金を鑄造するべく依頼する人はまったくあとを絶つてあろう(註一)(註二)。

(註一) 「かくして市場における金地金の時價は鑄貨價格すなわち四六ポンド一四シリング六ペンスに等しくなく、當時それは約四七ポンド一四シリング、時として約四八ポンドであった。しかしながら、鑄貨の大部分がこういう悪化状態にあった場合においても、造幣局から出たての四四個半のギニー貨は市場においては他の普通のギニー貨よりもより多くの財貨を買うことはできなかった、というのは、それらが商人の金庫の中に入り、他の貨幣と交ってしまうと、もはや新舊兩貨の差によつて得る以上の手数を費さないでは兩者を鑑別することができなくなるからである。かくして他のギニー貨と同様にこれらは四六ポンド一四シリング六ペンスにしか値しなかつたのである。しかしながら、これらを埒場に投じると、ならん眼立つた損失もなくして標準金の重量一ポンドが得られた、そしてそれを賣ればいつでも四七ポンド一四シリングと四八ポンドとの間の金貨または銀貨のうちどちらかを得ることができ、それらは鑄解された鑄貨の一さいの目的に役立つものであった。かくして新鑄貨を鑄解すれば明かな利潤があつたので、それはきわめて迅速に鑄解され、政府のいかなる豫防策もそれを防ぎえなかつた。……造幣局は、鑄貨にたいして毎日新しい附加をするためには使われないうで、いづれかといえ、毎日鑄解される最上の鑄貨部分を更新するために使われたのである」(『國富論』、キャナン版②、五二頁、大内譯③、二二六—七頁)。若干の不正確さは別として、スマミスがこう述べているのは後述一七七四年の改鑄前の状態である。この當時の状態についてスマミスはまたつぎのように述べている。「……ある時は鑄貨の形で外國に送られ、ある時は鑄解されて地金の形で外國に送られ、またある時は鑄解されて一オンスが四ポンドという高い價格でイングランド銀行に賣られたのであつた。金鑄貨の中から注意深くより出されて、あるいは輸出しあるいは鑄解されたものは、もつぱら最新、最重、最善のものにかぎられていた。これらの重い鑄貨は、國內にあつては、そして鑄貨の形を採っている間は、軽いものに比してならんより多くの價値をもつていなかった、しかしこれらは外國では、また國內でも鑄解して地金とされたような場合には、より多くの價値をもつた。イングランド銀行は、罕々巨額の鑄造をしていたのかかわらず、いつの年も前年と等しい鑄貨の缺乏が示さ

れるのに驚いたのであった。そしてまた、同行が毎年發行していた新良貨が巨額であるにかかわらず、鑄貨の状態はだんだんよくなるので年々より悪くなるのに驚いたのであった。彼等は毎年その前年に鑄造したのとほとんど同額の金貨を鑄造する必要があつた、しかも鑄貨のたえざる磨滅、盜削の結果として、金地金の價格がたえず騰貴したため、この年々の巨額な鑄造の費用は年毎に増大したのであつた」(キャナン版(1)、二八六—七頁、大内譯(2)、五六頁)。もつぱら鑄貨だけが流通している場合にはこうした鑄造は繼續されえないであろう。イングランド銀行は銀行券の兌換請求に應えるために一オンス四ポンドという高い價格で金地金を買い——四ポンドの銀行券が引換えに發行される——、これを造幣局に送つて一オンス三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一の鑄貨となし、これをもつて銀行券の兌換に應じたのである。スミスは、ここで當時兌換請求が巨額であつた理由を、イングランド銀行券の過剰發行にあるとしていた。しかしそういう判斷が正しくなかつたであろうことは、右に引用したスミス自身の叙述がもつとも雄辯に物語っているといいえよう。この點についてはのちにも觸れる。

(註二) 「磨滅や消耗やのために、ギニー貨四四個半が一般に標準金一ポンドの重量を含まないようになるならば、そしてまたこの減損が各片において異なる程度であるとするならば、價値の尺度は、一般に他のすべての度量衡において見るような一種の不正確に陥るであろう。これらの度量衡がその標準のもとと正確に一致することが稀となると、商人はかれの財貨の價格を、それらの度量衡が當然もつべき尺度にはよらず、平均の上で、經驗上これらの度量衡が實際にもつている尺度に、できるだけ適合させる。鑄貨においても、これと同様の不秩序があれば、財貨の價格は、これと同様に、その鑄貨が當然含むべき純金または純銀の量によらないで、平均の上でそれが現實に含むと經驗上知られるところの量に適應して決定される」(キャナン版(1)、四八頁、大内譯(2)、九八—九頁)。このスミスの説は流通手段機能を、觀念化を、十分理解していないものである。

このようにして、流通過程そのものによって生ぜしめられる金貨幣の觀念化は、價格の度量標準の事實上の引下げ

を結果し、そしてさらには法定的引下げを餘儀なくさせるのである。輕くなった金貨は、その鑄貨機能においても、いつまでも最初の金量として通用するものではない。かくしていわれる、「金は流通手段としてのその觀念化によって、反作用的に、金が價格の度量標準であつた法定的諸比率を變更するであろう。同じ變革はある一定の期間を経たのちに反覆されるであろう」(一〇二頁)と。

流通による磨滅によつて生ずる金貨の假象の金への轉化を避けることはできないが、盜削、輸出、價格の度量標準の事實上の引下げといった諸混亂を防ぐために、近代においては、法律をもつて重量不足が一定の程度に達した金貨を回收するという方法が採られるようになっていた。いわゆる最輕量目の規定である(註)。また、頻繁に流通する少額取引の領域にたいして補助鑄貨が用いられるようになった。これらはいいかえれば、上の觀念化を立法者自身認め、それによつてもたらされる右の諸結果を排除せんとしたものである。金屬貨幣の觀念化を利用して鑄貨の改悪を行つた國家が、その權力がブルジョアジーに移つたことと一般的には相對應するものであつて、貨幣制度の安定が企圖されたわけである。

(註) 明治十六年に大藏卿松方正義によつて作成された銀本位制貨幣條例草案のなかでは、「果して量目幾許を減ずる迄は流通に供して妨げなきや」について、「之を各國の實驗に徴し、之を道理に問ふに、金貨の如きは一圓に付〇グレン一二を減ずるまでは流通せしむるも妨げなからん」とし、その所以をつぎのように詳細に論じている。「〇グレン一二の價格は凡そ四厘五毛にして、二圓貨なれば九厘、十圓貨なれば四錢五厘に當るべし。然るに流通する所の新鮮なる貨幣を數萬箇の貨幣中より撰集して、竊に鑄解を企てんと欲するは頗る容易ならず。今毎日一萬圓の金貨を取扱ふ者、其撰擇をなし一萬圓毎に百圓(假りに二圓貨幣とし、五十箇を撰ぶとなす)を得るとし、一月の後之を鑄解爐に投ずるとせば、其金高は三千

圓、箇數は千五百箇ならん。然るに一年六朱の低利となすも一ヶ月の利子のみにして凡七圓七十錢とならん。鑄解費用は（造幣局の手數料によりて）凡千分の一、即三圓となるべし。然るに一圓毎に四厘五毛以上の利益は決して得べからざるが故に、最大の利益を得るも三千圓に付て十三圓五十錢には過ぎざるべし。前に假定する所の利子鑄解費を合せて十圓七十錢となるが故に、差引の純利益は二圓八十錢を超えず。其他之を擇ぶの勞力あり、鑄解所の費あり、僅に一ヶ月二圓八十錢の利を得んと欲して、其不正を忍んで之を行ふ者なかるべし。況や現今の勢其利子のみにて己に十五圓以上にも達すべきに於ておや。而して〇グリーン一二の減少なれば貨幣の外面も亦大に損するに至らざるべしと信ず」（關山直太郎、『日本貨幣金融史研究』、一二〇頁）。

三

金貨は流通する鑄貨としての性質から當然にその法定のつまり最初の重量を失って行くが、しかしそれがある限度において、最初の金量として通用するのはなぜかという、 $W-G-W$ が相互に直接に轉化し合う二つの契機 G と $G-W$ との過程的統一であるかぎり、商品の貨幣への轉化はふたたび商品に轉化するためにすぎないからである。ここにおいては金は、交換價値の靜止的定在としては、それ自體靜止した商品としては、どこにも現われな^い。「金は、ただ鑄貨としてのみ機能しているかぎりでは、すなわちたえず流通にあるかぎりでは、實際ただ、諸商品の姿態變換の連鎖と諸商品のたんに一時的な貨幣存在とを表わしているにすぎず、……諸商品の交換價値がこの過程においてうけとり、また金がその流通において表わす實在性は、ただ電氣火花の實在性にすぎなく」（『批判』、一〇六—七頁）。

したがって現實の金貨は多かれすくなかれその當然もっているべき實體の象徴に轉化されても、鑄貨機能においては象徴として通用しうるのであるが、金の市場價格がその鑄貨價格をたえず上廻るようになると、鑄貨としての金は價格の度量標準としての金と衝突することとなる。また個々の金貨は鑄貨として機能している動的定在からたえず靜止的定在に移るのであるが、諸商品の價格を實現する現實の等價物たりえなくなる。そして鑄貨機能においても最初の金量としてではなく、よりすくない金量として通用するようになる。

ところで、磨滅した鑄貨も法定の、最初の金量として通用するということは、前記のように、「諸政府によってあるいは私的詐欺師たちによって」鑄貨偽造として利用されたばかりでなく、貨幣理論においてもろもろの誤りを生ぜしめ、乃至それらによって自説裏付けに利用されることによって、補完されている。

たとえば、貨幣の價値は、それが現實に含む金量によってではなく國家がこれに押す刻印によって定められる、つまり國家の法定にかかるとするアンチ金屬主義——名目説、國定説がその一つである。『資本論』の著者はこれをつぎのようにいいつくしている。「經濟學者たちよりもずっと以前に、法學者たちは、王の權力にお追從して、貨幣はたんなる章標であり、貴金屬の價値は想像的なものにすぎないという觀念を振興し、王の鑄貨偽造權をば、全中世を通じて……支持した」(第一卷、九七頁、註四七)と。

また、金貨をたんに象徴、價値章標として把えることは、金貨の果たす鑄貨機能以外の機能をすべて捨象してしまふことであるが、その上、價値章標においては、それが代表する金量は、つまり價値章標の價値は、その數量とそれが代理する金量との量的關係によって定まるといふことから、金貨についても、數量によってその價値が決定されるようになる。他方その逆に、貨幣をたんに商品と解し、したがって金屬貨幣の觀念化を解しえない見解にあって

は、價值章標 紙幣を説明しなければならぬ場合になると、まったく窮してみじめなことつけしかいいえないことになる。

だがここで注意すべきは、その本質上補助金屬鑄貨化しているものを、實質の低下した金屬鑄貨と解していることが、しばしば見受けられることである。「金屬製の貨幣表章 (Geldmarken) においては、純粹に象徴的な性格がまだいくらか蔽い隠されている」(『資本論』、第一卷、一三二頁) が、いうまでもなくたとえば補助銀鑄貨の運動法則は、銀が貨幣商品であるさいの銀鑄貨の運動法則とはまったくことなる。混同は古典派經濟學においては、「最初はより低級な諸金屬がより高級な諸金屬の代りに價值尺度として役立っており、したがってまた、より高級な金屬がそれらを退位させる瞬間には貨幣として流通している」(同上、一三一頁) という事情によって、實際上、促されたと見られるので、イギリスの貨幣史について、ふたたびしるし、ついでリカアドとスミスとの實質低下せる鑄貨についての所説を考察することとしよう。

なお、一般的改鑄と惡鑄との差別について一言述べておくと、一般的改鑄は從來の流通鑄貨を回收して、新しい乃至既存の貨幣の度量標準にしたがった新鑄貨を發行するものであるが、鑄貨偽造つまり惡鑄の場合には、從來流通している鑄貨と同等に通用させようとし、いかえればその名目上の内容をわが物にしようとして、前と同じ名稱の下にその現實の内容を貶して鑄造、發行するものである。一般的改鑄はたとえば、磨滅、盜削等によって流通鑄貨が、したがって貨幣制度が、混亂しているさいに、これを一時的にせよ解決するために行われるが、他方は逆に、新鑄によって混亂がひき起されることになる。惡鑄は、スミスのいう「裏切りの詐欺の不正」の場合のもとより、「公然たる暴力による不正」、つまり品位の引下げではなく重量の引下げというその性質上、「公然たる明示の操作」である場

合にも、等しく「その臣民の信任を濫用して」行われるところのものであって、偽造、贋金、つくりたることを本質とする。言葉づゝえば、惡鑄と改鑄、debasement と recoinage、Münzfälschung、Münzverschlechterung と Ummünzung、とどうように分けることができよう。

國家の手によって行われるのではない私人による各種の盜削、私鑄も、廣く行われたところであったが、これは鑄貨の状態が悪化、混亂しているさにはとくに甚しく行われ、またそれによってますます悪化、混亂させられたわけである。

このような公私の鑄貨偽造は、「觀念化」を利用せんとするかぎりにおいて、名目上の内容にたいして價值章標として發行される。そしてそれが人々の信用を失墜しないかぎり、またその數量が限られているかぎり、名目上の内容をもって鑄貨として通用しうるのであらう。しかしやがて重い鑄貨は打歩がつき、打歩通用が認められぬさいは流通から引上げられるほかないであらう。そしてかかる混亂を通じて、諸商品の價格はこのあたらしい價格の度量標準にしたがって騰貴するであらう。軽い、改悪された、偽造された鑄貨が、その現實の内容以上の象徴としていつまでも通用しえないことは、前述の磨減、盜削された鑄貨がいつまでも最初の金貨として通用しえないと同様であって、その貨幣名は、改悪された金量しかいい表わさなくなるのである。

四

イギリスで金貨がはじめて鑄造されたのはヘンリー三世のとき、一二五七年であったとされているが、これは一時のことで、繼續的に鑄造されるようになったのはエドワード三世のとき、一三四三―一三四五年頃からであった。一三

四四年に鑄造されたノーブル(Mohle)金貨は、一三八グレイン三分の六の重量をもち(一ペニーウエイト \equiv 二四グレイン)、銀貨六シリング八ペンスに等しいとされていた。しかしこの重量は相ついで減らされ、一四一四年には一〇八グレインとなり、一四六〇年には一二〇グレインに増量されたが、その通用も八シリング四ペンスに引上げられた。一四七〇年にはノーブル金貨に代えてエンジェル(angel)金貨が鑄造された。これは六シリング八ペンスに通用すべきことに戻されたが、重量は八〇グレインであった。つまり、前述のように當時銀貨が相ついで改悪されていたが、金貨もまた同様に改悪されて行ったのである。だが、金と銀との法定比價は現實の比價と合致せず、金貨はたえず流通から引上げられていたようである。標準金地金の品位はエドワード六世の一五五三年に、一グレインのうち純金二カラット、合金二カラットとされ、以來この品位は維持されることとなった、——クラウン金(Crown Gold)。千分率でいい表わすと九一六・六ということになる。

一六、一七世紀には新大陸發見によりいちぢるしくヨーロッパに金銀が流入して來、商業の發達また金貨の使用を促がして行った。エンジェル金貨は銀貨にたいする比率が八シリング、一〇シリングと引上げられ、あるいはまたエリザベス女王、ジェームス一世、チャールス一世と相ついでその重量が引下げられて行ったが、ジェームス一世はスコットランドとの合併にちなんで一六〇四年、ユーナイト(Unite)金貨を鑄造し、以後ギニー貨鑄造にいたるまでこれがイギリスの主たる金貨となった。ギニー(Guinea)金貨はチャールス二世の時代(註)、アフリカン・カンパニーがギニー海岸から大量の金を持ち來たし、これを鑄造したのになんでこの名稱が附されたのであるが、一六六三年から鑄造され、以來ソヴリン(Sovereign)が一般的に鑄造されるまでイギリスの主たる金貨となった。その重量はユーナイトよりも下げ、通用は一ギニー金貨は銀貨二〇シリングと等しいとされた。そして從來のユーナイト金貨の

銀貨にたいする比率は引上げられた。ギニー貨の重量は最初一三二グレイン四分の二九であったが、一六七〇年に一二九グレイン八九分の三九に引下げられた。これ以後——ギニー貨の銀貨にたいする交換比率は變更されたが——その重量は變更されなかった。重量一ポンドの標準金は、右一六七〇年の規定では四四ポンド一〇シリングとなるわけであった。金貨のこれらの重量引下げ乃至その銀價格の引上げは、主として金銀の現實の比價に適應させようとしたものといえよう。

(註) チャールズ二世の時代にはまた、金銀地金の輸出を自由とし、また無手数料の鑄造制が採られた。

だが鑄貨、とくに銀貨の磨滅、盜削、私鑄によって、鑄貨の状態はいちぢるしく悪化し、——前述のように銀貨はエリザベスの改鑄以來一般的改鑄操作は行われなかった——、金貨および完全量目に近い銀貨はすべて流通から引上げられ、熔解、輸出されて行つた。そして一オンスの銀地金の市場價格は鑄貨價格たる五シリング二ペンスをはるかに上廻り、六シリング三—五ペンスとなり、またギニー金貨と銀貨との交換比率は、法定の變更は行われなかったがもはや二〇シリングを維持しえず、一ギニー貨が三〇シリングとなるようになった。ここにおいて、一六九六年から九九年にかけて一般的改鑄が行われることとなった。ウィリアム三世の時代であつて、當時この鑄貨の状態悪化——改鑄について、ペティ、ロック、ノース、ロウシズ、パーボン等によって論争が行われ、貨幣論史を飾る諸著が書かれた。改鑄を行った大藏大臣はモンターグ、すなわちロード・ハリファックス、造幣局長として活動したのは物理學者として知られるサー・アイザック・ニュートンであつた。改鑄はロック、モンターグの意見を採つて銀貨の重量引下げ説を採らず、銀貨は完全量目に引き戻されることとなった。そしてギニー貨は二二シリングをこえて交換されるはならぬとされた。この交換比率は九八年秋には二一シリング六ペンスに引下げられた。

一六、一七世紀には金銀の法定比價は銀を高く評價しており、したがって金貨はたえず流通から引上げられ、實際の流通金銀貨のうち大部分は銀貨であった。そしてその銀貨が、一七世紀後半にはいちぢるしく悪化した状態であったのであるが、いまそれが法定重量に戻され、ギニー貨との比率が右のように定められると——從來の一五對一から一五半對一の割合にされたわけであった——、逆に銀は低く評價され、金が高く評價されているということとなった。一六九八年に二一シリング六ペンスに引下げたのは大陸における金銀比價から見て、金の過高評價を改訂するためであったが、なお金は過高評價であつて、その結果金はイギリスに盛んに流入したが、低く評價された銀は流出することとなった。つまりイギリスのいわゆる複本位制は、銀が支配した貨幣制度から金の支配する貨幣制度に移つて行つた。いいかえれば、實質上、銀が價值尺度つまり貨幣商品であつたのから金がそれに代わることとなつて行つたのである。

ニュートンは、一七一一年にイギリスにおける金の過高評價はすくなくとも九一〇ペンスに達すると報告したが、さらに一七一七年には、ギニー金貨と銀貨とは、その品位、重量による内在的價值において、大陸諸國の比價から算出すると、一ギニー貨は約二〇シリング八ペンスであり、法定比價は一〇ペンス過高であると報告した。他方銀貨の流通からの引上げは小額鑄貨の缺乏となり、取引上の不便は著しくなつたので、一七一七年一月、一ギニー貨、二、二シリングと改めた、つまり一五・二一對一とした。かくて標準金一オンスの鑄貨價格は三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一と定められることとなった。一七〇二年初から一七一七年九月にいたるまでの間の調査によれば、金貨の鑄造價額七、一二七、八三五ポンドにたいし、銀貨のそれはわずか二二三、三八〇ポンドにすぎなかつた。しかもそのうち過半は、特殊のものであつた。

金貨と銀貨とはともに無制限法貨とされていたが、一ギニー＝二〇シリング八ペンスの現實比價のさう、＝二一シリングと法定しているのであったから、そこに四ペンスの開きがあり、支拂は當然金貨のみでなさるべく、量目の十分な銀貨の流通はまったく跡を絶ち、小額支拂に必要な銀貨はいちぢるしく盗削されたものだけが残るようになった。加うるに、一七五〇年代の半ば頃から、現實の金銀比價において金が騰貴してきたので、悪化した銀貨と對比して、量目の十分な金貨は、鑄解、輸出、盗削の途が採られるようになった。

かくて一七七〇年代には金貨の状態はもはや放置しえないようになった(註)。そして、軽い金貨の回收、改鑄が採り上げられるにいたった。ジョージ三世の第一四年、一七七四年にかくて金貨の改鑄が行われた。この改革には——またのち一八一六年に結實した金本位制の法制的確立にたいして——ロード・リバプールの献策が大きな役割を演じた。これによって流通金貨の重量は元に戻され、通用最輕量目が規定され、それ以下に下ったさいは通用を禁ぜられた。いちぢるしく軽くなつていた銀貨については改鑄は行わず、當時比價の點から多量流入して來ていた大陸からの軽い銀貨の流入を禁じ、發見したさいは沒收するとされ、かつ銀貨での支拂いに制限を設け、一回二五ポンドまでとし、それをこえるときは個數によつて (by tale) ではなく秤量による (by weight) のとし、一オンス＝五シリング二ペンスをもつて受授すべきこととされた。

(註) さきに註として掲げた一七七四年の改鑄前の状態についてのスキムスの敘述を見られたい。

標準銀一オンス＝五シリング二ペンスはもともと鑄貨價格であつたから、法定の重量の銀貨での支拂いは、結局無制限に認められていたことになるが、秤量によらねばならぬのであり、比價の點から見て事實上、これでの支拂いを無制限に認めていることは形式的な、ノミナルなものであつた。同様に、銀貨の自由鑄造も廢止されたのではな

かったが、事實上鑄造依頼は當時なかったわけであり、認められていることは形式的にすぎなかったといえる。銀貨の自由鑄造が法令で停止されたのは、イングランド銀行が兌換停止をした翌年の一七九八年であった。一七七四年の銀貨についての措置は、實際上補助鑄貨化している地位をそのまましておき、これが貨幣として悪作用することによって貨幣制度が攪亂されるのを防いだものと見るべきであり、金貨については、その輕量化によって量目十分な金貨が流通から引上げられ、價格の度量標準が事實上變更されるにいたることを防いだものと見らるべきである。

一七九三年から一八一五年のナポレオン戦争の間、一七九七年のイングランド銀行の兌換停止を経て、一八一六年、ジョージ三世第五六年に「ゴールドスタンダード・アクト」が出た。ソヴリン金貨は一五世紀末の古くから存した金貨であるが、ここでギニー貨にかえて廣く鑄造されることとなった。ソヴリン金貨は、品位は同じく二二カラットであるが、ギニー貨よりも重量を減らして、標準金一二三グレイン二七、すなわち純金一一三グレインとし、これを二〇シリング、つまり一ポンドとした。これらによって、標準金一オンス〃三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一は従来どおりであった。すなわち價格の度量標準は兌換停止前と、つまり一七一七年以來と同じで動かされなかった。銀貨は四〇シリングまでを限って法貨として通用することとし——當時最大の流通金貨は二ギニー貨であったのでこれをこえないこととして定めたもの——、またエリザベスのとき以來標準銀一ポンドからペニー貨七四四個を鑄造することとしていたのを七九二個に改め、そして自由鑄造は認めないこととした。なお、一七七四年の改革のさいにもいまだ廢止されないういた鑄貨の銷解、鑄貨の輸出の禁止——これはけっして守られていなかったが——が廢止された。

銀地金一ポンドが七九二ペンスに鑄造されることとなったことが、銀貨の改悪と見られるべきでないことはいま

でもない。そして同様に、一ソウリン貨 \equiv 二〇シリングというの、一六九〇年代の改鑄における、一ギニー貨 \equiv 二二シリングや一六七〇年における、 \equiv 二〇シリングというのとは、その意味がまったく異なることが注意されねばならない。後者の場合にはそれらはギニー金貨の法定の銀價格であった(註)。ところが前者の場合には標準金一二三グレイン二七の貨幣名がポンドであり、その二〇分の一がシリングと呼ばれるということを、いかえれば標準金一オンスの貨幣名が三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一であることを、表わしている以外のなものでもないのである。

(註) 「銀は金よりもその價值がより不變であるような觀を呈する。銀は金の價值を測るが、金は銀の價值を測らないように見える」(『國富論』、キャナン版(1)、四二頁、大内譯(一)、八七頁、傍點——三宅)。「銀の價值ならびに金の價值の上に起る一切の變動は、金貨で評價されるのであるから、あたかも銀は不變であつて、金だけが騰落を免れないかのような觀を呈する」(『原理』、マンナー版、三五四—五頁、小泉譯、三六一頁、傍點——三宅)。いずれも appearance の問題であるが、もとよりスミスの方が正しく、リカアドの方が正しくない。あるいはリカアドの書き誤りかもしれない。

かくて『批判』はつぎのように述べている。「銀と金とが法律上貨幣として、すなわち價值尺度として並存している場合には、つねに、それらを一個同一の物質として取扱おうという無駄な試みがなされてきた。……エドワード三世の治世からジョージ二世(註)の時代にいたるまで、イギリスの貨幣制度の歴史は、金銀の比價の法律上の確定と金銀の現實の價值變動との間の衝突から生ずるところの、一連のたえざる攪亂のうちに経過した。あるときは金が、あるときは銀が、高すぎに評價された。低すぎに評價された金屬は流通から引上げられ、溶解され、輸出された(註二)。そこで、兩金屬の比價が再び法律によつて變更されたが、このあらたな名目價值は、間もなく以前と同じように

現實の比價と衝突するようになった」(六三頁)。そしてまた、つぎのようにしるしている。「銀を貨幣の尺度として金と並んで用いることは、一八一六年にジョージ三世第五六年法律第六八號によつてはじめて正式に廢止された。だがそれは實質的には (der Sache nach) すべに一七七四年にジョージ三世第一四年法律第四二號によつて(註三)法律上廢止されていたのであり、實際の上では (durch die Praxis) さらにずっと以前に廢止されていたのである」(同上、六〇頁、註四一)。この斷定はみごとである。

(註一、三) 註三とした箇所は原文では「一七三四年にジョージ二世第一四年法律第四二號によつて」となっている。宮川譯では「一七三四年」が譯出洩れになっており、かつ「法律上」が「事實上」と改められているが、これは論外として、宇高譯では一七三四年の代わりに「一七四〇年」としてある。宇高氏はこれがあるいは露語版からとられたのかもしれないが——ジョージ二世とすればその第一四年は一七四〇年に當る——、ここはジョージ二世ではなく三世の誤記であり、一七三四年ではなく一七七四年の誤記と思われる。同様にして註一とした箇所——この文章はそのまま『資本論』にも引用されているが——のジョージ二世も三世の誤記であろう。前述のように「擄亂」を解決するために採られたのが一七七四年の改革であつて、ジョージ二世の時代にはとくに指標となるような措置はなら採られたことはないようであり、また、一七七四年の改革はジョージ三世第一四年法律第四二號をもつてなされている (高橋誠一郎、『重商主義經濟學說研究』、三八六頁、またW・A・ショウ、『通貨史』、信夫淳平譯、二八五頁)。これらのことから見て、右のように訂正して間違ひはないであろう。正確にこしたことはないので、附言しておく。

(註二) 『批判』はまた、「實際、フランスにおけるように、兩金屬が法律上價值尺度であり、したがつて兩金屬が支拂いにおいて受取られねばならないが、しかし各人は任意にそのどちらでも支拂うことのできる國々においては、價值の騰貴した金屬は打歩を生じ、そして他のすべての商品と同じように、高く評價されている金屬でその價格を測定するのであつて、

この後著のみが價值尺度として役立つことになる」(六三—四頁、傍點——三宅)と述べている。傍點を附したところで直接いっているのは、見られるとおり、金屬についてであつて、その金屬製の鑄貨についてではない。價値の騰貴した金屬に打歩が生ずるからこそその金屬の鑄貨が鑿解されるわけである。だが、法定比價と異つた比率で金銀鑄貨を受拂いすることを禁じていないさいには、價値の騰貴した、つまり低く評價されていることとなつた金屬の鑄貨が打歩を附されて流通することはありうるところである。つまりかかるさいにはかならずしも流通から引上げられない。このことは同種類の金屬でつかつた重い、軽い鑄貨の間でも同様である。

五

つきにリカアドおよびスミスの所説を検討することとしよう。

リカアドはその『原理』(一八一七年)においてつぎのように述べている。「鑄貨はその數量を制限することによつて、想像しうるいかなる價値までもこれを騰貴せしめることをうる」と(第二章「通貨および銀行について」、コンナー版、三四〇—三六〇頁、小泉信三譯、三四六—三六七頁。以下『原理』からの引用はこの章にかぎられるから、一々頁を示さない)。これは周知のように、リカアドが通貨の價値について論ずるさい一般的な原理として用いてゐるものであり、金銀鑄貨を價値章標と解している見解である。金銀鑄貨は鑄貨機能のみをもつば果すものとして把握され、流通においてそれは、それが現實に含んでゐる價値よりも大きいまたは小さい價値の價値章標となると解されてゐるわけである。リカアドはそして、「紙幣が流通するのはこの原理に基ずくものである」とするとともに、當面問題の點についてつぎのように述べている。「また同一の原理に基ずいて、すなはちその數量の制限によつて、實質の低下した鑄

貨 (debased coin) は、それが法定の重量および品位を備えているさいに有すべき価値をもって流通し、それが實際に含有している金屬量の價值をもっては流通しないであろう。したがって、われわれはイギリスの幣制史上において、通貨はけっして、その實質が低下したと同じ割合においては減價しなかつた、ということを見出す。その理由は、通貨の數量が、その内在的價值が減少したのに、比例してはけっして増加しなかつたことにあるのである」(註)。そしてこの末尾につきのような註を入れている。この註は、それ自身では、論述を簡單化するために貨幣商品を金とするという斷り書きにすぎないが、リカアドにあっては、かれ自身がいかなるものを「實質の低下した鑄貨」と解していたかを覗うヒントたりうるものであり、かつ端的にいうと、誤りである。すなわち、「わたくしが金貨についていうところは、すべて等しく銀貨にも適用される。しかし毎回この兩者を擧げる必要はない」と。

(註) 同じことは『ボウズンキット氏に答う』(一八一一年) においても述べている、——「鑄貨はいかにその實質が低下 (debased) しても、その數量が過剰でないかぎり、その造幣價值を維持するであろう、すなわち、それは、それが含有すべき地金の内在的價值をもって、流通場裡で通用するであろう」(前掲小畑譯書、二一八頁)。ところがその前年の『地金の高い價格』(一八一〇年) においては、そう述べていない。すなわち、「鑄貨の實質低下の程度に比例して、鑄貨と交換されるあらゆる財貨の、すなわち金銀地金をも含めた意味における諸財貨の價格は、それらの名目價值において、騰貴する」(同小畑譯書、五四頁、傍點——三宅)。したがってのちに見るように、ウィリアム三世の改鑄前の銀地金一オンス二六シリンダ五ペンスの状態の説明についても、相異る説明の仕方がなされている。

まさリカアド自身がこの debased coin という語のもとにいかなる鑄貨を意味していたかが確かめられねばならぬであろう(註)。

(註) 鑄貨の debasement という語は往々「貶質」と譯され、解されているところからもいいうるように、鑄貨の品位をおとすという意味が一つの意味であろう。だが、イギリスの貨幣史では前述のようにかかる品位引下げはむしろ稀な例であつて、大部分は品位はそのままにしておいて、重量を引下げて從來と同じ貨幣名を附したものであつた。そしてこの語の使用としては、より廣くは、重量もそのまま、金貨について見たようにその銀價格を引上げたような場合にも、普通用いられているようである。ところでこれらは造幣局の行う debasement であるが、流通に投ぜられたのちに私人によつて盜削された鑄貨、いちぢるしく磨滅した鑄貨も debased coin ということができる。バルグレイグ辭典では——F・Y・エツヂワース——、品位をおとすさいを鑄貨の debasement のプロパー・センスとしている。なおエツヂワースはとくにリカアドの前掲の『ボウズンキット氏に答う』における命題に言及し、そこにおいてはこの語は廣義の意味に解されるべきであるとし、また實質を低下せしめる政府はおそらく過度の發行を行うであろうとしている。リカアドについてのこの説明は正確ではない。

リカアド自身の説明からこれを覗うと、さきに註で引用した『ボウズンキット氏に答う』中の文章につづけて、まず、つぎのように述べている。「それゆえ、五ペニーウェイト八グレイシンのギニー金貨は、五ペニーウェイトまたはそれ以下の重量のギニー金貨と並んで流通しえないと想像するのは、誤つた理論である」(小畑譯書、同頁)と、そして、ギニー金貨の數量を制限すれば、いずれも「五ペニーウェイト一〇グレイシに等しい價值」で流通しようと。これによれば、盜削、磨滅しても數量が制限されていれば法定の金量として通用しうるといつてゐるわけである。だがリカアドもつぎの事實から目を蔽うわけにはいかなかった。「實踐では、いかにも、比較的重い方の個片は鎔解されるであらう」と。そしてだが、かれはこの鎔解を「イングランド銀行の放漫な發券による通貨の増加」によつて生じたものだとしている、つまり、他の原因に歸せしめてゐる。この後の點は『原理』第二十七章では、前述のA・スミス

の見解を引合いに出し、ブキャナンがこの兌換請求は、「スミス博士が想像しているらしいように、不謹慎な紙幣發行によって惹起せられたものではなくて、通貨の實質低下せる状態と、その結果たる地金の高價格とのために惹起せられたものである」といつていることを反駁している。曰く、イングランド銀行に戻って來た紙幣の再發行をしなればよい、と。だが、完全量目の金貨を入手してこれを溶解するために兌換を求めて戻って來る銀行券にたいして、イングランド銀行は、兌換に應ずるための金貨を用意しなければならぬが、そのための金地金は銀行券を發行して買うほかないであらう！

つぎにリカアドが擧げているのは、つぎのことである。「わが銀貨は、いまや、地金價值以上の通貨價值で流通している。なんとすれば、いかにも贋造者は贋造によって利潤を獲得しようるのではあるが、しかしそれがいまだ銀貨の價值に影響を及ぼしうるほど十分に供給されていないためである」(傍點——三宅)。この文章をリカアドが書いていたのが、一八一一年であることを注意されたい。すなはち、「わが銀貨はいまや」補助鑄貨化していたのであって、そして補助銀鑄貨は金の「銀製の表章」『批判』、一〇三頁)であり、それが「地金價值以上の通貨價值で」通用することは、いうまでもないのである。前述のように、一七七四年の改鑄のさい、磨減、盜削によっていちぢるしく實質の低下していた銀貨については回收、改鑄を行わなかつたから、銀貨は一見 *debased coin* の状態にあるように見えるが、それは量目十分な一ギニー金貨、二シリングという法定の比率で金の表章として通用しているものにすぎなく、前の輕量化したギニー金貨と同一の平面で論ぜられるべきものではないのである。そして、「鑄貨はいかにその實質が低下しても、その數量が過剰でないかぎり、その造幣價值を維持するであろう」というさきの命題を、なら裏付けうるものではないのである。そればかりではない、これを逆にいえば、補助鑄貨化した銀貨を銀が貨幣商品で

あるさいの銀貨と混同し、もし前者の運動法則をもって後者のそれを律するならば、きわめて重大な誤りが生ずるとは、火を見るよりも明かなのである。

つぎにリカアドが擧げてゐるのは、つぎのことである。「この原理に基づいて、また、一六九六年の改鑄以前の地の金の價格が、當時の通貨の實質低下の状態から推測しうる程度の騰貴をしていなかったという事實が證明されねばならないのである。すなわち、當時通貨の數量が、その實質の低下した程度と同じ割合で、増加しなかったためである」と。

かくて、リカアド自身の説明から覗うと、リカアドのいう *debased coin* というのは、磨滅、盜削した鑄貨のなかに補助鑄貨が入っているということになる。

さてつぎに、この磨滅、盜削によって實質の低下した鑄貨が、その數量が制限されているかぎり、過剰でないかぎり、「造幣價值」を維持することを、いかにして説明しているかを見てみよう。

右の一六九六年の改鑄以前の例——ここでは銀が貨幣商品であつた——について、『原理』ではつぎのように説明してゐる。「ウィリアム王の治世においては……この實質低下せる銀貨幣の數量が、實質の低下しない貨幣以外にはなにもも用いられなかつた場合に流通上に留つたであろうところの、銀貨の數量をこえた。その結果として、それは實質が低下したばかりでなく減價したのである (it was depreciated as well as debased)」（註一）。これによれば、當時銀地金の市場價格が騰貴して一オンスが六シリング五ペンスになつたこと、一ギニー金貨が三〇シリングとなつたことは、實質低下した銀貨の數量が、完全量目の銀貨のみが流通してゐるさい流通したであろう數量をこえたためであるとされているわけである。いま一度確認しておこう、「減價はまったく (wholly) その數量が過剰なるに

よって定まる」(ゴンナー版、三五九頁、小泉譯、三六五頁)。つまりそれは、實質低下のために生じたものではまったくなく、一に數量の過剰によつたとされてゐるのである。とともに、さきの『ポウズンキッド氏に答う』に見られるように、「當時通貨の數量は、その實質の低下した程度と同じ割合で、増加しなかつた」とし、そのため銀地金の市場價格が實質低下の状態から推測しうるほどには騰貴しなかつたとしてゐるのである。リカアドはこのような相對的過剰と相對的過少という數量關係を立て、相對的ということによって變通自在に振舞つてゐるのであるが、この相對的過剰について當時の實情はどうであつたか。W・A・シヨウは前出の『通貨史、一二五二年—一八九四年』においてつぎのように述べてゐる、——「ウィリアム三世その位に即くの頃は銀貨の缺乏けだし絶頂にあり」と(信夫譯、「歐洲貨幣史」、二七〇頁)。また同じくシヨウによれば、「流通に留つていた通貨の大部分は鐵貨、眞鍮貨、銅貨からなつてゐた」と(E・W・ケメラ、『金および金本位』、一九四四年、三六頁)。すなわちこの相對的過剰はリカアドによる觀念的產物にすぎないのである。(註二)

(註一) 前に註で述べたことから當然歸結されるように、『地金の高い價格』の方では『原理』とちがつて、つぎのような説明をしている。「さればこそ、ウィリアム三世の治世中に行われた改鑄以前には、銀貨の實質がいちぢるしく低下してゐたために、六二ペンス中に當然含まれてゐるべきはずの一オンスの銀が、七七ペンスにたいして賣られ、また造幣局で二〇シリングと評價されてゐた一ギニー金貨が、すべての取引契約において、三〇シリングとして通用したのである。この弊害は當時の改鑄によつて救済された。右と同じ結果が、金貨の實質低下からも起つたが、これはまた一七七四年の同じ手段によつて、匡正された」(小畑譯書、五四頁、傍點——三宅)。『原理』の方が無理に首尾一貫化を計つたために、誤つた「理論」たる數量説としては進歩してゐるが、現實の認識としては退歩してゐるのである。

(註二) 『批判』につきのような説明がある。「イギリスおよびフランスの、政府による貨幣偽造の歴史において、われわれは、物價が銀貨が偽造されたのに比例しては騰貴しなかつたことを、くり返して見出す。かんとんに、鑄貨の増加された比率が、鑄貨が偽造された比率に照應しなかつたために、すなわち、低い金屬構成によって、照應する數量が發行されなかつたために、諸商品の交換價値は將來にいたつて、價値尺度としてのこの低い金屬構成で評價され、この低い度量單位に照應する鑄貨によつて實現されねばならなかつたのである。……價値章標が——紙券であらうと偽造された金および銀であらうと——鑄貨價格にしたがつて計算された金および銀の重量を代理する比率は、それ自身の材料に依存するのではなく、流通内にあるその數量に依存する」(一一二—三頁、傍點——三宅)。見られるように傍點を附した箇所は本文で引用したところの、リカアドが『原理』『ボウズンキツト氏に答う』で述べている説明ときわめて類似している。しかしこれは偽造された鑄貨が、磨滅し盜削された鑄貨と同様に鑄貨機能において、重量、品位の完全な鑄貨の象徴として通用しようということ、そしてそのことが、磨滅、盜削されたさいと同様に偽造された鑄貨の數量と關係をもつということを述べているにすぎないのであつて、これをもつてリカアド説——つまり實質低下した金銀鑄貨 \parallel 價値章標、金銀鑄貨 \parallel 價値章標——を容認していると解されてはならない。

なおここでマルクスは、右のことは、ロックとロウンズとの間の論争において解決されなかつた困難——「爲替相場も銀地金の銀貨にたいする比率も、流通貨幣がその現實の銀量減少とは非常に異なる比率で減價していた、ということを示していた」という「微妙な經濟問題」(六六頁、註四七)——を「一般的形態」で解決するものとしてゐる。ロウンズは、一六九五—一六九五年當時の流通銀貨の重量不足状態について、抽出調査に基づいて、「一般に約二分の一」としてゐた(高橋誠一郎、前掲書、三五—四頁)。これにたいし銀地金の市場價格は鑄貨價格一オンス五シリング二ペンスが大體六シリング五ペンスとなつてゐたから約二五パーセントの騰貴であつたわけである。だが抽出調査よりも銀地金の市場價格——それには實際上は鑄貨の重量以外の他の要素、たとえば鑄貨の溶解、輸出が禁止されてゐて他方地金の輸出が認められてゐるとか、が入つてゐる

が——の方が「現實の銀量減少」の度合を正確に示すはずである。しかるになぜ實際にそうでないかという、鑄貨機能においては重い鑄貨も軽い鑄貨以上には通用しえないが、銀地金との交換、世界貨幣としての使用においては、重い鑄貨は重いものとして扱われる、そこで銀市場、爲替市場には重い鑄貨が持ち來たされる、という事情によるものである。したがって流通貨幣の減價——それはいくばくの銀地金と交換されるかによって示される——は現實の銀量減少よりもより小ということになるのである。なおこの「微妙な問題」はロックはこれに立入ることを用心深く避けたとされているが、ロウンズもとくにこれを論じているようではない。マルクスが兩者の叙述のなから客觀的に論争點として提起したのではなからうかと思われる。

スマスは、「ロウンズ氏のいうところによると、流通銀貨は、平均して、その標準價値を約二五パーセント方下廻っていた。しかるに、各商品の市場價格たる名目金額は、標準量の銀貨の中に含有せられる銀量によらないで、經驗上實際に銀貨が含有している銀量によって、必然的に決定される」(キヤナン版①、一九四頁、大内譯(-)、三七一頁)と書いているが、そこにキヤナンは「約二分の一減っている」としているロウンズの書を引き、「しかしながら上の本文では、銀地金の價格によって示される popular estimate が採られている」と記している。貨幣の觀念化を解していないスマスが二五パーセントの方を採ったのはたしかに賢明であった、もし二分の一としたならばかなり困ったことになったであろう。キヤナンのこの註は本來蛇足以外のなものでもないが、かかるスマスにたいしては——キヤナンは氣が付かないで——皮肉な作用をしている。

もとに戻ろう。マルクスは『哲學の貧困』においてブルードンの貨幣觀を衝いて曰く、「まさしく貨幣としての金と銀とがあらゆる商品中その生産費によって決定されない唯一のものだという不都合さえないならば、すべてそれは見事であり立派であろう。そしてそのことはきわめて眞であつて、流通において金や銀が紙によってとって代られうるほどである。流通界の必要と發行貨幣との間に一定の比例が保たれるかぎりには、その貨幣が紙幣たると金貨たると白金貨たると銅貨たるとを

問わず、貨幣の内在價值（生産費）と名目價值との間に保たるべき比例のごときは問題となりえないであろう。……リカードはきわめてよくこの眞理を理解していたので、……貨幣の價值はその材料の中に固定された労働時間によつては決定されないで、ただ需要供給の法則のみによつて決定されるといつているほどである」（山村喬譯、八九頁）。そして本節最初に擧げた『原理』の、紙幣および實質低下した鑄貨についての文章を引用している。だがこれは貨幣の流通手段機能について述べることによつて、ブルードンを揶揄的に批判しているものであつて、けつしてリカードの數量説を承認しているものではない。なぜこのような批判の仕方が採られたかについては、對象であるブルードンの貨幣觀がやや詳しく解説されねばならないが、この一見奇妙な批判の仕方はまったくこの對象によつて規定されたものであつたのである。ところが向坂逸郎氏はこの『哲學の貧困』（一八四七年）について、「ここでは、……殆んどリカードの貨幣論を紹介する程度にとどまつている。すでにトウルクの『物價史』を讀んでいたマルクスが、リカードの貨幣論に疑いをもたなかつたことはあり得ないが（「トウルクと結びつけたこの判斷のされ方には「歴史的にかつ論理的に」かなり疑問があるであらう」、いづれにしてもリカード批判がありうべき明確さを示してはいない」とされ、また上述のリカードはきわめてよくこの眞理を理解していたので云々については、「單なるリカードの説明であつて、……これに對するマルクスの批判は充分には知ることができない。當時、ただマルクスは、完全にはリカードを克服し得ていなかったといつても、無理でない」としておられる（『經濟學方法論』、第一分冊、一一九—一二二頁、傍點および「」内——三宅）。ブルードンにたいする批判であつてリカード批判を企圖してはいないために、マルクスのリカード批判をここから知ることができないうらみはたしかにあるが、向坂氏はマルクスがなぜここでリカードを引合ひに出したかを了解しておられないようである。マルクスはすぐついで、『原理』佛譯に加えた——まさに『批判』で「もつともばかばかしいもの」としてるところの——セイの註を眞面目くさつて引用し、「實にJ・B・セイがもつぱら需要供給によつて決定される價值の例として擧げたこの貨幣が、ブルードン君にとつては、労働時間によつて……構成される價值の適用のすぐれた例となつてゐるのである」（同上、九〇頁）としてゐるが、ここでセイ批判がない

ということから、セイを克服しえていなかったといえないこともとよりであるが、さきのところをもつて、當時「リカードを克服し得ていなかった」という據り所とすることについても、多かれ少かれこれと同様なことがいえるのである。

實は『貧困』のこの箇所は、向坂氏のように解されるおそれがあるにとどまらず『貧困』で引用しているリカードの文章ときわめて類似の叙述をしているところの、本註の最初に引用した『批判』の叙述と讀み合せると、のちにいたつてもマルクスがリカード説を容認しているかのように讀み取られるおそれなしとしないので、ここで附言したわけである。念のため重ねて記しておこう、「國家は、その名目的内容よりわずか百分の一がグレインだけすくない鑄貨を發行しても、金銀鑄貨を偽造することになり、したがつて、流通手段としてのその機能を攪亂することになる」(『批判』、一一四頁、傍點——三宅)。

つぎに眼をA・スミスに轉じよう。スミスは『國富論』(一七七六年)の第二篇第五章においてつぎのように述べてゐる。「鑄貨の各種金屬のそれぞれの價値の間に一定の法定の比率が定められて、それがつづいてゐるならば、もっとも貴い金屬(most precious metal)の價値が、鑄貨全體の價値を規定する」(キャン版(I)、四三頁、大内譯)、八八頁)。これは各種の金屬鑄貨が相並んで流通するとい、一般的に妥當する命題として主張されている。もっとも貴い金屬というのは、つぎの例に見られるように、流通金屬が金、銀、銅であれば、金であることはいうまでもない。別に法定的に高く評價されている、低く評價されているということを問題としているのではない。スミスはここで、ペニー銅貨がその含む銅の價値によつてではなく法定の比率で、つまりその一二が銀貨一シリングで通用するとし、またつぎのような事實を擧げている。「大英國において行われた最近の金貨の改革以前においてすら、その金貨は、一般には銀貨の大部分に比して、その標準量目以下に磨滅していることは少かつた。しかしながら、毀損し磨滅したシリング貨二一個はギニー貨一個に等しいものと認められていた、もっとも、このギニー貨もまた磨滅し毀損していた

が、銀貨ほどには甚しくなかつたのである」。

『國富論』の中でしばしば出てくるこの「最近の改革」というのは、前述の一七七四年のそれであり、またスマイスの擧げている右の例から視られるように、スマイスが觀察している銀貨は、補助鑄貨化しているものなのである。そしてそれにもかかわらず、スマイスは、あたかも金と銀とが並んで貨幣として流通している場合に妥當する命題であるかのように考へているのである。したがってそういう表現の仕方が採られている(註)。

(註) キヤナンは右命題に、「これはつねにそうであつたとはいえないが、一般にはなるほどそうであつた、しかしそれはたんに、貨幣として用いられている金屬の内でもっとも貴い金屬が標準(standard)であつた、または標準となつた、ということが通例であつたからにすぎない。その事實は一般に認められていなかったが、金はイギリスにおいてすでに標準であつた」という註を入れている(一九〇四年)。スマイスの命題はどう見ても、一般にはなるほどそうであつたとはいえないが、またイギリスにおいて一四世紀の半ばから一七世紀末の間にも金が銀とともに用いられていたことを考慮するならば、このキヤナンの註の前半は當つていいとはいえないが、金が「標準」であることと關連させている指摘は適切である。リカードは、「スマイス博士は二つの金屬を通貨として使用し、兩者をいかなる金額の債務にたいしても法貨たらしめることの結果を、十分知つていなかったようである。というのは、かれはつぎのように入つてゐる」(『原理』)として、スマイスのこの命題を擧げている。スマイスが十分知つていなかったことは確かであるが、右の命題をリカードのように解するのはスマイスがそこで述べている事例に注意を拂わなかつたものといわれるべきである、——より正確にいえば、注意を拂つても、補助鑄貨化しているものと貨幣との運動法則の差異を解しえなかつたリカードにとつては無駄であつたのである。そしてリカードがスマイスに劣らずいかに「十分に知つていなかった」かは、さきに見たごとくでありまたのちに見るとおりである。ところでゴンナーは、リカードの引用したスマイスの命題に註を入れて曰く(一八九一年)、「これはもちろん事實に反する。正しい見

解はサー・トーマス・グレシヤムによつて樹立された」と。スミスの命題を表現どおりにとれば、この下ではいわゆるグレシヤムの法則が作用するはずであるが、スミスの觀察している事實の下ではそれは作用しないのである。そして脚註として、はむしろこの間のことが——キャナンのならぬように——指摘されるべきであつたのである。

つぎにこの命題の誤りと、スミス自身が一般法則と解しているためにいかなる混乱に陥つてゐるかを見ておこう。

まず、右の命題の、「もっとも貴い金屬の價值が鑄貨全體の價值を規定する」というのを、「標準」たる金屬の價值が鑄貨全體の價值を規定する」と書き改めても、なお十分ではないであろう。シリング貨二一個がギニー貨一個に等しいのは、前者の價值を後者の價值が規定してゐるのではなく、シリング貨は一ギニー貨の二一分の一を代理する表章であるからにほかならない。そこにおいてはシリング貨の銀量はなんら問題であるのではなく、一ギニー貨の二一分の一、一ポンドの二〇分の一の貨幣名がシリングという名稱であるからにすぎない。スミスはまた、「金貨の最近の改革はただに金貨の價值を高めたのみではなく、また同様に銀貨の價值をも金地金にたいする比において高めた」（キャナン版(1)、四四頁、大内譯(一)、九〇頁)としてゐるが、これもまた改鑄によつて金貨のもつ金量が増加したから、その可除部分がより多くの金量を代理することとなつたにすぎないのである。

また、ウィリアム三世の銀貨改鑄の當時、銀地金の市場價格がその鑄貨價格をはるかにこえていたことはすでに度々述べたところであるが、これについてロックが、「流通鑄貨からの銀量減少といふことは度外視しても、イギリスにおいては、銀地金の輸出は許されてゐるのに、銀貨の輸出は禁止されてゐるのであるから、銀地金の市場價格はあつた程度その鑄貨價格以上に騰貴しうる」(『批判』、六六頁、註四七(註一)と述べてゐるの)にたいして、スミスはこのロックの説明は誤りであるとして、つぎの説明を與えてゐる。「當時イギリスの銀貨は、現在と同様に、金にたいする

比において低く評價されていた、そして(註二)、金貨が、現在と同様に、當時鑄貨全體の眞の價值(real value)を規定していたのである」(同上、四五頁、大内譯(一)、九三頁)。

この意味は一寸捕捉し難いが、銀貨は低く評價されていたのであって、現實にはより大きな價值をもっているが、鑄貨の價值はそれと法定の比率で交換される金貨の價值によって決定されるから、銀貨は、完全量目であるとしても、それが含んでいると同量の銀地金を買えない、その交換においてより多くの銀貨を提出しなければならぬ、つまり、銀地金の市場價格はその鑄貨價格以上にならざるをえないのだ、ということをしていっているものと解するほかないであろう。ただちに、法律上金にたいして低く評價されいようと高く評價されいようと、銀貨が、なぜそれが含んでいると同量の銀地金と交換しえないかが、問われねばならないであろう。

(註二) これは『批判』の著者においては、「かれ「ロック」は正當にもつぎのことを指摘している」とされているものである。ミスは、改鑄後もいく分鑄貨價格をこえていたことについてロックが説明しているように述べているが、キャンンの舉げているロックの書物は一九九五年の Further Consideration であって、改鑄前に屬する。『批判』ではこのロックの書の指示が、カウツキー版では「前掲書」となっており、インステイトワート版ではこれを前掲書たる一九九一—二年の Some Consideration と書直している。しかし、『批判』のすぐ前のところでは、ロウンスに答えて云々と述べていることから見ても、また頁數から見ても、これは一九九五年のロウンスの書を批判した方の Further Consideration の誤りであろう。つまりマルクスは前に掲げたと錯覺して前掲書として頁數を入れたのであって、インステイトワート版によってそれが誤りに發展させられたわけである。ロックの指摘は、「流通鑄貨からの銀量減少ということは度外視しても」——この句は宮川譯では譯出されていない——ということだけ抜けば、改鑄後にも妥當することはいうまでもない。

(註二) こゝは、and……大内譯では、「それで」と譯されているが、もし「それで」であれば、スミスの命題の解釋にかなりの異變が生ぜざるをえない。すなわち、「もつとも貴い金屬」を、相對的に高く評價されている金屬であるとスミスが意識していたことになってしまふのである。

ロックをこう批判し、他の鑄貨の價値はつねに金貨の價値によって決定されると見たスミスは、スミス當時銀地金の市場價格が鑄貨價格をこえているのをいかにすれば引下げることができるとかという問題について、つぎのように考へている。「イギリスの鑄貨において銀が金にたいする本來の比にしたがつて評價されるならば、銀貨の改鑄をしなくても、銀地金の價格は、おそらく鑄貨價格以下に下るのであらう。現に、現在の磨滅、毀損した銀貨でさえも、その價値は、これと交換される優秀な金貨の價値によって決定されているのであるから」(キャンン版(1)、四六頁、大内譯(九四頁)と。つまりそうすれば、金貨との交換比率を通じて銀貨の價値が高くなるから、より多量の銀地金と交換しうる、すなわち銀地金の市場價格が下る、と考えたわけである。そして法定比價さえ變更すれば、銀貨はいかに磨滅、盜削の状態にあつてもよいと考えたのである。ただちにつきのことが問われなければならない。この場合、銀地金の價格とはなにかと。

たとえば銀地金一オンスの市場價格が五シリング四ペンスであるならば、それはその價値を表現する重量の金が、金一オンスが三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一という貨幣名にしたがつていい表わされたものにほかならない。したがつてこれを五シリング二ペンスに引下げようとするならば、金重量が五シリング二ペンスになるように、金一オンスの貨幣名を引下げることになる。スミスはこの貨幣名の引下げ——これは價格の度量標準の引上げである——を、金銀の法定比價の變更と思つていたのであるが、貨幣名の引下げは右の基準で行わるべく、けつして比價の「本

來の比」などが問題にされることにはならないのである。こういう貨幣名の引下げが行われるならば銀の市場価格は下るが、同時に金の鑄貨価格は下る。そして金の鑄貨価格を變えないで一オンスの銀の市場価格が下るためには、銀の價值が下るか金の價值が上るか、または銀にたいする需要が減少するかしなければならぬのである。

スミスは金貨の改鑄によって、銀の市場価格が標準銀一オンス五シリング七ペンス見當から五シリング四ペンス見當に下落したこと、しかも五シリング二ペンスを上廻っていること、の意味をつかまうとしたが、そして前掲命題によってこれをつかみえたと考えているのであるが、いずれも右のように當然失敗に終っているのである。だが、『國富論』で貨幣をとくに論じている章の一つたる第一篇第五章の一主要部分を右の命題によってまったく混亂に陥らせてしまっているスミスは、第二篇の終りの「最近四世紀における銀の價值の變動にかんする餘論」のなかでは、この命題をつぎのように放り出している。すなわち、「今世紀を通じて、銀貨が今日ほどその標準重量以下に下ったことは一度もなかった。だが、銀貨は非常に磨滅したが、その價值はそれと交換される金貨の價值によって維持されていた。……これに反して、一六九五年には、銀貨の價值は金貨によって維持されることなく、一ギニー貨は、磨滅し削り取られた銀貨三〇シリングと當時普通に交換されていた」(キヤノン版①、一九四—五頁、大内譯②、三七二頁、傍點——三宅)。

前掲のスミスの命題は、これをスミスの表現どおりに解し、その擧げている例——すなわちその實補助鑄貨化しているもの——を同様にそのように解するならば、その意味するところは、金銀が相並んで流通しているさい、銀貨がいかに軽くなっても法定の比率で重い金貨と交換される、ということであらねばならない。だが實際にはそのようなさいには、——簡單化のため法定比價がたまたま實價比價と合致しているとすると——、事實上、銀が法定的に高く

評價されていると同じこととなり、重い金貨は流通から引上げられ、または打歩がつくことになるであろう。スミスは一ギニー金貨二三〇シリング銀貨という比率を前にして、これと撞着する金貨の價值が銀貨の價值を規定するといふ命題を、なんらこの撞着を解こうと努めることなく、いかにもスミスらしく放り出してしまっているのである。

だがスミスとちがって鑄貨Ⅱ價值章標という見地から説明せんとするリカアドは、『原理』においてつぎのように述べている。「一七七四年における金貨の改革において、造幣局から出てきたばかりの新しいギニー貨一個は、わすかに、實質低下せるシリング貨二一個と交換されたにすぎない。しかるに、銀貨がまさしく同一の状態にあつたウィリアム王の治世においては、同じく造幣局から出てきたばかりの新しいギニー貨一個は、シリング貨三〇個と交換されたのである」、ブキャナンはこれについて、「されば、ここに、普通の通貨論がまったく説明しえない、きわめて奇異な事實がある。……この異なる二つの時期の間には、スミス博士の假説をもつては説明しえない、なんらかの大きな變化が通貨の状態の上にならず起つたにちがいないこと明かである」としてゐるが、「わたくしには、この困難はきわめてかんたんに解決しうると思われる」と。

リカアドはいかにして「かんたんに」解決しえたか、——前述の、「鑄貨はいかにその實質が低下しても、その數量が過剰でないかぎり、その造幣價值を維持するであろう」という原理によつてである。すなわち、過剰であれば維持されない——一六九五年の改鑄前のように、そして過剰でなければ維持される——一七七四年當時のように、と。まことに「かんたん」である。

一六九五年のさいについての説明は前に掲げた。後の時期についてはすなわちつぎのようである、「實質低下せる銀貨の數量が、實質低下せる銀貨幣が存しなかつたならば流通したであろうところの、造幣局から出てきたばかりの

新しい銀貨の數量をこえなかった。それゆゑ、貨幣が實質低下していたにもかかわらず、それは減價しなかったのである〔傍點——三宅〕(註一)。だが前述のように當時軽い銀貨の通用は二五ポンドまでに制限されていたのであり、それ以上は一オンスが五シリング二ペンスで賣られるほかなかったのである。スミスの命題をいわゆる複本位制下の一般法則についてのスミスの把握と解し、そしていわゆる複本位制の結果を「スミス博士は十分に知っていた」であったとする。リカアドの、複本位制についての、そして當時の銀鑄貨の性質についての理解はかくのごとくであったのである(註二)。リカアドは右の行論のうち、「主要通貨」と「補助通貨」との差異を指摘しているブキャナンの説明を引き、これを採らずとして、兩通貨の差異を抹殺している。『批判』および『資本論』において、補助鑄貨の説明の箇所ではブキャナンを引いていることは、いわれなしとしないのである(註三)。

(註一)、『地金の高い價格』の方では『原理』とちがって、つぎのような説明を與えている。「一七九八年の造幣局の分析によつて、わがシリング銀貨は、その造幣價值を下ること二四パーセントにして、六ペンス銀貨は三八パーセントに及んでゐることが發見された。しかしてまた最近の試験によれば、これらの銀貨は一層甚しく實質が低下してゐることである。……前の場合〔ウィリアム三世の改鑄前〕には、金は、銀貨の實質低下の程度に比例して騰貴し、すべての外國爲替は滿二〇パーセント不利となつた。しかもそれらの中の多數は、二〇パーセント以上も不利であつた。しかるに銀貨の實質低下の状態が多年續いていたにもかかわらず、それは一七九七年〔イングランド銀行の兌換停止〕までは、金および銀の價格騰貴を促すこともなかつたし、また爲替にもなんらの影響をも及ぼさなかつたのである。このことは、金貨がその期間を通じて、價值の尺度だと考えられていたことを、確信せしめるに足る、一つの證據である。したがつて當時において、もし金貨の實質が低下したならば、それは、さきに、銀貨の實質低下がもたらしたと同じ影響を、金銀地金の價格ならびに外國爲替に及ぼしたであらう。」(小畑譯書、五四—五頁、傍點——三宅)。

(註二) 補足しておく、リカアドにおける、いわゆる金銀複本位制の理解とその數量説との、論理的關係はつきのごとくである。かれは、「金が債務支拂のために擇ばれるのは、ただたんに、これをもって支拂うのが債務者の利益であるためである」ということはもちろん心得ていたのであって、したがってスミスのききの命題について、「スミスは金がある固有の性質をもっていると考えていた」と批判しているものであり、そして金で支拂うのが債務者の利益であるのは、法定比價にたいして現實比價が金の方が有利であるためであるということも承知していたのである(『原理』)。また、「價値の標準的尺度」でなくなった金屬は「その價値は鑄貨としてよりも地金としての方が大であるから、鑄解され、流通から引上げられるであろう」ということも承知していたのである、——スミスもまたききの命題に反して、銀貨が標準量目に改鑄されるならばイギリスでは銀が低く評價されているから鑄解されてしまうであろうということも、承知していた(キヤナン版(1)、四五頁、大内譯(一)、九三—四頁)。だが、銀貨が、いちぢるしく、軽く、なつておろり、したがつて、その現實に含む銀量から見て、金貨で支拂うよりも銀貨で支拂う方が債務者にとつて利益であるにもかかわらず、なぜ金貨で支拂がなされるのか。——これをリカアドは、「その數量が制限されており、銀貨はその價値を維持していた」と考えたのである。

これが數量説との論理的關係であるが、ところでここで、「もちろん、もし實質低下せる銀貨の數量が非常に多量であつたならば、またはもし造幣局がかかる實質低下せる鑄貨を發行していたならば、この實質低下せる貨幣をもって支拂うことが債務者の利益であつたかもしれない」(傍點——三宅)と述べているのであるが、この造幣局が發行するというのがいわゆる自由鑄造のことであれば、この傍點を附した箇所が意味していることは、たんに數量が増加する、しないの問題ではない。それは價格の度量標準の變更、引下げにほかならないのである。實質低下せる銀貨が無制限に通用する法貨であるならば、それが自由鑄造しえないさいにおいても、それは補助鑄貨たる地位からただちに舞上るであろう、ということとは措いて問わないとしても、右のようにリカアドは數量を問題にしなから、別の事柄を混入させているのである。リカアドの貨幣論における、現實をねぢ曲けてもその假説を貫かんとする獨斷性と、一定の條件の下における考察の中に他の條件をもち込む

その非抽象性が、つまりきわめて不十分な方法論がここにも覗うことができる。

(註三) ブキヤナン版の『國富論』に補卷したブキヤナンの “Observations etc.” 1814. および “Inquiry into the Taxation and Commercial Policy of Great Britain, with Observations on the Principles of Currency and Exchangeable Value,” 1894. リカブドが見ているのは『國富論』へのブキヤナンの註および補卷のようである。

六

軽い鑄貨と重い鑄貨とが流通している場合、あるいは金銀兩金屬が法律上ともに價值尺度として用いられていると、重い鑄貨が、同様にまた現實の比價に比して低く評價されている鑄貨が、流通から引上げられ、流通裡には軽い鑄貨、または高く評價されている鑄貨のみが残るようになることは、すでに繰返し見て來たところである。これがグレシヤムの法則と呼ばれているものであることは、(註)。

(註) グレシヤムの法則として知られているものには「グレシヤムの法則」(Gresham's Law) という呼び名は、バルグレイブ辭典によれば H・D・マクレオドが一八五八年にその著 *The Elements of Political Economy* で用いたのがはじめであるとされている。サー・トーマス・グレシヤムはアントワープ駐在イギリス財務官として、外債調達の上からまたイギリス商人のフランダーズとの商取引の上から、エリザベス女王に前代の鑄貨改悪を舊に戻す必要があるという意見書を出し、同王の大改鑄に大きな役割を演じた。そして同王の布告中にはじめて、廣く知られている「悪貨は良貨を驅逐する」という文言が見られるということである。マクレオドは、こういう現象が生ずることは古くから知られていたが、その理由はグレシヤムによつてはじめて明かにされたのであつて、それまでは謎であつたと述べているが、それは當らず、グレシヤム以前古くから知られていたところであり、かつかれ自身の書いたものとしてこれを説明しているものはないとされている。

。要するに、とくにグレシヤムの名を冠して呼ぶほどのいわれはないことセリゲマンのいうがごとくである。『批判』の刊行當時（一八五八—一九年）にはマルクスもマクレオドがグレシヤムの法則と命名してゐることは承知してゐたわけであるが、『批判』でも『資本論』でもグレシヤムの法則という呼び方はしていない。

なお、『批判』では、リカアド價值論について論じていた當時の經濟學書のうちで、コンスタンシオ譯『原理』に加えたセイの註釋と並べて、「術學的でもっとも不遜なものは、マクレオド氏の近著『Theory of Exchange』」ロンドン、一八五八年、である（五〇頁、註三五）としてゐる。しかし、こういう標題の著書はマクレオドの著書目録中に見當らない。

一八五八年の方を探れば、右の *The Elements of Political Economy* の書き誤りとうことになるが、マルクスが『批判』『資本論』で、「空想家的な定義自慢」などとして引用してゐるのは、『The Theory and Practice of Banking』ロンドン、一八五五年（第二版は一八六六年）であり、この書のフル・タイトルは第一版ではつゞいて：with the elementary Principles of Currency, Prices, Credit and Exchanges となつてゐたからである。Theory of Exchange はこの最初と最後とを擧示したものとと思われる。もしそうであるとすれば、ここで擧げてゐるマクレオドの著書は、『銀行業の理論と實際……』ロンドン、一八五五年、と補足訂正されねばならぬであらう。またこの Exchange は「交換」ではなく（宮川譯——「交換の理論」、字高譯——「交換論」）、「外國爲替」なのである。マクレオドは同じ内容のものを、書名をいろいろに變えて刊行してゐる通俗學者であるから、どの書かというせんさくは元來は無用のことであるが、このさい附言しておく。『銀行業の理論と實際』の第二版以下では、すでに「グレシヤムの法則」として説明されてゐる。なおこの書は理論書としてではなくいろいろ事實について記してゐる字引として見れば、マルクスの評價とは別に、一應便利な書といつてもであらう。

このいわゆるグレシヤムの法則は普通自明の理として説明されているが、やや立入って説明してゐるさいには、そ

の説明はかならずしも一樣でないとともに、當然貨幣についての一般的理解と関連してくるので、誤った説明が入り込んでいることが多い。

その一つは、悪貨の數量が豊富でなければ、グレンシャムの法則は行われないとする見解である。またかかる説明は「數多クノ學者ノ唱フル所ナレドモ、疑無キヲ得ズ」として、つぎのように説明される説明もある。「本位貨幣ト補助貨幣トハ……相並シテ同時ニ存在流通スルヲ以テ常態ト爲スガ故ニ、良貨ノ必然消失スルモノニ非ザルコトハ、此事實ニ徴シテ明白ナリトス。然ラバ「グレンシャムノ法則」ハ如何ナル場合ニ於テ出現スルモノナルヤ。……良貨ハ其優等タルコトヲ利用シ得ル機會アルニ於テハ直ニ消失シ若シクハ消失セントスルモ、此機會ノ出現無キニ於テハ依然惡貨ト並存スルモノトス」(山崎覺次郎、『貨幣銀行問題一斑』、二四九―五〇頁)。この説明の仕方はその後人々によって廣く行われている。

しかし、この「優等たることを利用しうる機會」のこのような強調は、補助貨と本位貨とが並んで流通する理由をも含めて説明しえんがためには、この人々にとっては、必要なことであるが、補助鑄貨を惡貨と解すること自身が正當でないことは別としても、右をもつてグレンシャムの法則を説明せんとするならば、あまりに形式的に包含する範圍を擴げて内容空疎となり、ついにはなにもをも説明していないという、定義一般に通ずることがここにも生ずるのであろう。たとえはつぎの叙述を見られたい。「例へば、近時本邦ニ於テ舊銀貨即チ明治三十九年前ノ五十錢銀貨、十錢銀貨及ビ明治四十年前ノ十錢銀貨ガ其跡ヲ絶チタルハ、政府ノ之ヲ引上ゲタルノミナラズ、銀價騰貴ノ爲メニ輸出又ハ鑄解セラレタルニ基因シ、金貨(此場合ニハ惡貨)其他ノ貨幣ノ數量ニハ關係ナシトス」(同上、二五五―六頁)。補助鑄貨の金屬内容がいちぢるしくすくなくなつたために、その素材金屬の價值騰貴によって、たとえこれら補助

鑄貨が流通から引上げられることが生じても、それによっては、價值尺度として機能する商品の交替とか價格の度量標準の引下げ、物價騰貴といった、經濟的諸關係の攪亂はなんら生じないことが注意されねばならない。そしてまさにこうした攪亂が生ずることこそが、良貨が流通から引上げられることにおいて、つまり、そこで説明せんとされているグレシヤムの法則において、指摘されねばならぬことなのである。つまりこのような經濟的諸關係の攪亂こそが、良貨の引上げが問題となった所以なのである。

不換紙幣をもって惡貨とし、金銀鑄貨をもって良貨とし、それらが相並んで流通するのは良貨にとって貨幣として使用する以上に利益ある使用の途が他にないからであるとか、惡貨の數量が多くないからであるとか、としてグレシヤムの法則を説明せんとするのも、いたずらに萬遍なく説明せんとして反って自ら混亂に陥れるものといわれねばならない。たとえばそこから、一般に、惡貨の數量が多くなければグレシヤムの法則は作用しない、となすがごときがそれである。金銀鑄貨、補助鑄貨、不換紙幣は、それぞれ相異なる運動法則をもっているであつて、それらの混同からはいかなる場合にも混亂した諸「理論」しか生じえないのである。

また、グレシヤムの法則を説明すると稱して、貨幣についての一般的理解が極度に不十分であるために、たとえばつぎのようにして説明せんとされる見解がある。「實質價值が通用價值の二分の一の貨幣と、三分の一の貨幣とが流通してゐるとせよ。」。然らば、前者が良貨であつて、後者が惡貨である。然し、實質價值が通用價值の二分の一に相當する良貨は、これを鑄潰しても何等の利益をも齎さないが故に、流通界から引き上げられず、従つて、グレシヤムの法則は實現されないのである」(橋爪明男、『貨幣論』、現代經濟學全集、二二二頁、傍點および「」内一三宅)。つぎはまたこれに劣らぬ空想力に富まれたものといえよう。「例へば、實質價值が通用價值の半分に相當する貨幣のみ

ている際「—」、地金市價の騰貴によつて、反對に實質價值が通用價值の二倍に上つたとせよ、「—」(同上、二二三頁)と。この空想力豊かな後の例は、氏によれば良貨悪貨の二種類ではなく「單に二種類の貨幣が流通する場合でも」續々流通から引上げられる由であつて、その例として挙げられているものである。そしてつづいて氏はつぎのようになされる、かかる場合には「引き續く貨幣數量の減少は、貨幣價值を徐々に騰貴させて、貨幣として流通させた方を有利ならしめるに至る」から全然流通界から消滅することは「稀」である(同頁)と。まことに假定、空想は人々の自由であるが、それならば書名は内容にふさわしく、『貨幣論』ではなく『貨幣空想論』とでも書き改められるべきであつたであらう。

七

本稿においてはまたいかに解すべからざるかをより明かにするために、修正主義的歪曲の一例としてヒルファアーデイングの貨幣論——なかんずくかれにおける「自由鑄造の禁止されてゐる本位制」(die gesperrte Wahrung)「不完全價值の貨幣」(unterwertiges Geld)の説明について——を挙げ、また前號冒頭に一部引用したとき遊部久藏氏の「惡鑄論」についても、また雑誌『評論』での研究会「資本論研究」における鑄貨改悪についての諸見解(『資本論研究』(流通過程)、八六—八九頁)についても觸れる豫定であったが、すでに豫定の紙數をはるかにこえておりもはやその餘裕がなから、とともいかに解すべきかは、したがって右の諸見解がいかに批判されるべきかは本稿中ですでに基本的には述べてあるから、省略することとする。ただ最後に、つぎの一事について述べておこう。

長谷部文雄氏は『資本論』第一卷一三二頁の、「銀製または銅製の諸々の表章の金屬内實は、法律によつて恣意的

に規定されている。……金の鑄貨定在は、その價值實體からすつかり分離する。だから、相對的に無價値な物たる紙券が、金の代りに鑄貨として機能しうる」(傍點——三宅) と譯されている箇所において、この傍點を附した「鑄貨」というところにつきのような譯者註を入れておられる。「ここでは讀者は、鑄貨という文字にとらはれないで、鑄貨の價值章標なることを把握すべきである」と(第一分冊、三六七頁)。長谷部氏は『資本論』に譯註を入れるにあたって十分慎重な考慮を拂っておられるようであるから、この譯註はなんとしても納得しえない。「金の代りに鑄貨として機能しうる」という「鑄貨として」という文字は、むしろ一寸動かし難いほどここでは適切な表現ではなからうかと思われる。

いいかえれば、金の代りに鑄貨機能を行いうる、金の代りに流通手段として機能しうる、ということである。なぜ鑄貨の價值章標と「把握すべき」でないかということは、本稿で述べてきたところであるが、たとえば『批判』の「かかる分離〔國內流通の一般的商品流通からの分離〕は、鑄貨の價值章標への發展によつて完成される」(一〇八頁、傍點および「」内——三宅) などに鑄貨の價值章標という式を當てはめるならば、どういふことになるかは、氏のすぐれた翻譯者としての觀察をもつてすればただちに明かではあるまいか。またその點を措くとしても、金の代りに流通手段として機能しうるということを、金の代りに價值章標として機能しうるといったのでは、その意味が失われてしまふであらう。價值章標というのは金貨幣の象徴の一形態であつて、ここでいっているのは流通手段として機能しうるということなのである。『批判』の方では、「だから、相對的に無價値な物たる紙券が、金貨幣の象徴として機能しうる」(二〇五頁) と書いているが、『資本論』のここでは鑄貨機能を行うということをいっているのであつて、同様な事柄について述べているのではあるが、いっていることは同じことではないのである。右のことはたとえばつき

のような用い方を熟視すればかんと明かとなるであろう。「鑄貨として機能する價值章標」〔批判〕、一〇七頁。
長谷部氏はおそらく、「鑄貨として機能する」という句を、紙券は金屬ではない、だから鑄貨というのはおかしい、と早合點する讀者のために、註を附されたものであろうが、長谷部氏自身金屬鑄貨とその鑄貨機能との關係を誤って解されているかのごとくであるとともに、また右のような讀者にとっては「鑄貨」價值章標なることを把握すべき」という指示はとくにまったく有害である以外のものではない。また注意深い讀者にとってはつまづきの石となる。ここでは讀者は、鑄貨として機能することをよく「把握すべき」であって、譯註に「とらわれ」てはならない、とともに、改版のさいはこの譯註は書き直されるか、もしくは削り取られるべきであろう。

金屬鑄貨の流通は今日諸國において見られない現象となっている。そして實質低下した鑄貨の流通に伴って解明を迫られた諸問題は、一見、往時のような切實性をもっていないかのようなのである。しかし實はそうではなく、今日の數量説、名目説、國定説等々の俗流的辨護論的貨幣論の源はのこりなくここに發しているともいっているのであって、それらは、かつて眞剣に探究せんとされたが正しく探究しえなかつたため生じた諸謬論の上に乗って、それを蒸し返し、たんにおしやべりの體系を形成せんとしているものとさえいっているのである。このことは論理的に金の理解が貨幣信用論の根本であることと對應する。第一步を正しく歩み出せばすくなくとも第二步を正しく歩み出しうる可能性があるが、しかし第一步を誤ると、あすはまっすぐに懸命に歩けば歩いて行くほど、ますます誤りを大きくするほかないのである。